

12月7日(月)

(第1日目)

令和2年第5回南関町議会定例会（第1号）

令和2年12月7日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開会宣言

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

4番 立山比呂志君

5番 杉村博明君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案第77号 南関町議會議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第5 議案第78号 南関町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について

日程第6 議案第79号 南関町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第7 議案第80号 南関町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第81号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第82号 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第83号 南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第84号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第85号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第86号 南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第87号 南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第88号 南関町こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第89号 ふるさとなんかん応援寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第90号 南関町公共下水道事業特別会計に関する条例を廃止する条

例の制定について

- 日程第18 議案第91号 令和2年度南関町一般会計補正予算（第5号）について
日程第19 議案第92号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について
日程第20 議案第93号 指定管理者の指定について
日程第21 請問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
日程第22 請問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
日程第23 一般質問
① 9番議員 ② 11番議員 ③ 2番議員 ④ 3番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 西 田 恵 介 君	2番 北 原 浩一郎 君
3番 中 村 正 雄 君	4番 立 山 比呂志 君
5番 杉 村 博 明 君	6番 井 下 忠 俊 君
7番 立 山 秀 喜 君	8番 打 越 潤 一 君
9番 鶴 地 仁 君	11番 境 田 敏 高 君
12番 橋 永 芳 政 君	

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町 長 佐 藤 安 彦 君	税務住民課長 東 田 彰 夫 君
副 町 長 大 木 義 隆 君	福祉課長 島 崎 演 君
教 育 長 谷 口 慶志郎 君	経済課長 田 口 明 君
総 務 課 長 古 澤 平 君	建設課長 嶋 永 健 一 君
会 計 管 理 者 竹 崎 俊 一 君	教 育 課 長 赤 木 二 三 也 君
まちづくり課長 坂 田 浩 之 君	

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 橋 本 清 孝 君 書 記 福 山 尚 樹 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立、礼、おはようございます。着席。

ただいまから令和2年第5回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番議員、5番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から12月9日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月9日までの3日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、令和2年度町村議会常任委員長、議会運営委員長研修会についてです。

本研修会は去る11月17日、大津町文化ホールで開催されました。研修では、三菱総合研究所未来共創本部主席研究員チーフプロデューサーの松田智生氏を講師に迎え「コロナ禍における地方創生逆参勤交代が日本を変える」というテーマで講演がありました。松田氏は今回のコロナ禍は東京一極集中、インバウンド頼みの地方創生のリスクを顕在化させながら一方でリモートワークが普及し、働き方が大きく変貌し今必要なのはピンチをチャンスに変える視点と、終息を見据えた先手を打った政策であるとして、逆参勤交代を提起されました。

逆参勤交代とは、都市生活者の地方への期間限定型リモートワークであり、これ

によって消費創出と地域の担い手不足の解消、オフィス住宅、ITインフラの需要が生まれるとのメリットを説かれました。

報告の第2点は、「例月出納検査報告及び令和2年度財政援助団体等の監査結果」についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員、繁松哲也君、打越潤一君より、令和2年度、8月分、9月分、10月分の出納検査結果及び令和2年度財政援助団体等の監査結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第3点は、委員会報告についてです。広報常任委員会委員長より委員会の研修の報告が提出されていますので、報告を求めます。

広報常任委員会委員長、中村正雄君。

○広報常任委員会委員長（中村正雄君） おはようございます。

委員会報告を行います。

委員会研修報告書。

南関町議会議長、橋永芳政様。広報常任委員会委員長、中村正雄。

議会広報研修概要を下記のとおり報告します。

1. 日 時 令和2年11月12日 午後1時から4時
2. 場 所 菊陽町図書館ホール
3. 出 席 者 中村正雄・西田恵介・鶴地仁・北原浩一郎、（随行者：議会事務局長）
4. 内 容 始めに第15回熊本県町村議会広報コンクール表彰式があり、特選1、入選2、特別賞2の中で、入選の表彰を受けました。

表彰式の後、全体講評及び全国での傾向を聴講してきました。パネルディスカッションでは、新しい動きをされている4つの町村が登壇され紹介されました。

また、南関町議会だよりについての審査コメントを書面でいただき、具体的に良い点、改善すべき点の指摘を受けました。

全体的には、県内31町村全てが議会だよりを発行、質が問われる段階になり町村間の格差が広がっている。一般質問中心ではなく、議案審議のプロセスを重視する、また企画・特集への取り組みなど議会活動を住民にわかってもらいたいとの思いを具体化する編集方針、表現力が要望されており、差が見られる。

南関町への評価は、全ページ横書き、左開きになっているのが大きな特徴。贅否はあるだろうが、紙面構成は企画を含めチャレンジ精神が随所に見られている、との総評に始まり2年前に指摘した点がいくつも改善、改良されていた。この審査会だけではなかったかもしれないが、意見を受け入れて改善されている姿勢を

うれしく思った。住民との座談会「生の声を聴く」と連動した表紙は素晴らしい。活動内容も載っていて興味を引く。

一方、一般質問で「まとめ」があつたり、なかつたり、文字数・スペースにもばらつきがあり、統一基準は作っているのか。一般質問の見出しには「～について」の文言は具体性がないので避けたい。委員会研究は、長文だけに大見出し、小見出しがあれば、理解しやすく読みたくなる気になる。などの改善指摘がありました。

具体的に指摘された内容を含め、住民の期待に応え、もっと読んでもらえる議会だよりを目指し、今後の誌面作りに反映していきます。

以上です。

—————○—————

○議長（橋永芳政君） ここで、町長から挨拶の申し出がございますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

令和2年第5回南関町議会定例会の開会において、南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、令和2年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするにあたり一言御挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力を申し上げる次第であります。

今年1年を振り返って見ますとあまり良い出来事がなく、コロナウイルス感染症や7月の豪雨災害などと町民の皆様方にも大きな影響が出た、御苦労をおかけした、忘れることのできない年であったのではないかと思います。

コロナウイルス感染症については全世界を巻き込んで依然として感染が続いておりますが、日本国内でも春先から急激に感染者が増加し、緊急事態宣言が発令される中で、私たちの日常生活にも様々な制限がかかるとともに、県外への移動もできないような状況がありました。私たちが生活をしている有明地域周辺においても企業や老健施設、学校などでのクラスターが発生し、住民の不安は大きなものとなってしまいました。本町では7月29日を最初に8月8日までに4人の感染が確認され、他市町よりも早く厳しく8月1日より交流センターの風呂を除く施設を利用停止として感染防止に努めその後の感染を防いできたところであります。

国においては現在、緊急事態宣言は解除されている状況ではありますが、第3波と思われる感染が、東京近郊以外にも大阪、愛知、北海道などの都市部で広がりを見せており、大阪府、札幌市での外出自粛の要請や一部地域のG o T o トラベル除外など厳しい対応が図られています。熊本県内でも熊本市を中心に荒玉管内を含め

た各地域での感染が続いている状況であり、11月15日には本町でも5人目となる感染が確認されましたが、その後は新たな感染は確認されておりません。町内各施設等の利用については、学校関係施設以外は一部利用制限を設けての利用を再開しておりますが、今後の状況次第では、厳しい体制を取る必要もあるのではないかと考えております。また、国ではG o T o トラベルや各種ポイント等も引き続き推進されており、感染予防と経済活動を両立させていくウィズコロナ時代をどうしていくのかがこれから大きな問題や課題となってきております。

町としても町民の皆様方には引き続きできる限りの対策、支援を行ってまいりますので、今後も新しい生活様式等を守っていただき、経済活動、各種活動の実施と感染予防を両立していただきたいと考えております。

次に7月豪雨については、本町におきましても避難勧告を発令する中で、浸水被害や土砂災害等が発生し、多くの被害や被災の報告があり改めて自然災害の恐ろしさを感じた大雨がありました。

また、今回の大雨の雨量等について本町の最近5年間の年間平均雨量は約2,000ミリほどですが、7月5日から8日までの4日間の雨量は785ミリ、また7月5日から12日までの雨量は1,026ミリと観測され、8日間の短期間での雨量は年間平均の約半分の量が降ったことになります。最近の自然現象の異常さには強い危機感さえも感じているところであります。

本町での被害内容としましては、各区長さんから提出された被害届も1,200件ほどとなり、道路、河川護岸の崩壊、住宅への土砂の流入、床上38戸、床下8戸の浸水被害、大規模な林地崩壊、複数企業の敷地大規模崩壊など信じ難いようなものとなりました。公共災査定34件、農災査定227件については年内には全てが完了する予定であり、林道災査定も福山・二城山線、東部小岱線が既に完了しており、それぞれの復旧工事が年末も含め年明けからなるべく早い時期にできるような事務手続きで進めてまいります。

また、関東地区の大規模な山林の崩壊、西豊永地区の住宅地周辺の崖崩れについては、復旧に向けた国の予算確保ができており、最も大規模な被害が発生している関川については、県河川であるため復旧方法等も含めて熊本県と検討をしておりますが、復旧工事だけでは今後の安全性を保つことは困難だと考えられますので、災害箇所以外の工事も対象となる大規模な改良復旧、あるいは助成事業として下流域の荒尾市とともに国への要望等も続けているところであります。

このような中、11月15日、日曜日には南関町防災士の会の設立総会が開催され、防災士としての町民の皆様の役に立てるような活動を進めていかれることが確認されたところであり、町としても大変心強く感じ歓迎いたしますとともに自主防

災組織と合わせ町と連携しての地域住民の安全・安心な暮らしを確保するための防災活動に取り組むことができれば、なお一層心強いと思っております。

町内の動きの中で新庁舎等建設工事につきましては、来年12月の竣工に向けて各種工事を進めておりますが、月2回の工程会議を行うとともに毎月現状報告ということで町ホームページにも状況を掲載しております。

また、敷地内には有明消防の南関基幹分署建設も計画されておりますが、すでに入札も終わり、12月4日の有明広域事務組合の定例会では、工事請負契約の締結についての議決もいただき、これから着工となります。現在の計画では来年の9月から10月頃の開庁予定になるということです。

10月の議会全員協議会でもお話をさせていただきました過疎法についてですが、令和3年3月末には現行過疎法の期限を迎えることになり、現在も議論が繰り返されています。今回は、過疎地域の指定要件が大きく見直されることとなっており、熊本県地域振興課が予測した判定では、南関町も卒業団体の一部に含まれる可能性があるとされており、非常に厳しい状況下にあります。過疎に該当しなくなった場合にも新法における経過措置等はありますが、利用できる期間が5年間と予想されるなど、何としても現状を確保しなければならないと考えているところです。これまでには数回にわたり県選出国會議員、自民党過疎対策特別委員長、総務事務次官など同法制定関係者の要望活動を行い、事情の御理解はいただいたと思いますが、依然として安心できるような状況にはありません。今後も様々な対応において、議員の皆様方の御理解と御協力が必要な場合には、対応方よろしくお願ひいたします。

以上、現在の状況等も含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてのほか、条例の制定についてが2件、南関町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのほか、条例の一部改正についてが9件、南関町公共下水道事業特別会計に関する条例を廃止する条例の制定についてが1件、令和2年度一般会計補正予算のほか各特別会計の補正予算についてが1件、指定管理者の指定についてが1件、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてが2件を提案しています。

特に一般会計補正予算は、農地等災害復旧費、河川等災害復旧費で20億円あまりを計上しておりますが、主なものとしては福祉課、社会福祉総務費の「障害者総合支援交付金」1,833万4,000円、「障害者通所支援給付金」876万3,000円、経済課農業経営体活性化事業費の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」5,974万9,000円、建設課農地費の「小災害復旧費補助金」1,15

4万4,000円、農地等災害復旧費の「現年災」7億円、河川等災害復旧費の「現年災」13億318万6,000円等を増額するとともに、建設課交付金事業の社交金事業の「改良舗装工事」9,787万7,000円、地域振興対策事業の「改良舗装工事」4,072万3,000円などを減額し、一般会計の総額を109億229万8,000円としているところであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

日程第4、議案第77号から日程第22、諮問第2号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。したがって、日程第4、議案第77号から日程第22、諮問第2号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

日程第 4 議案第77号 南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第 5 議案第78号 南関町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について

日程第 6 議案第79号 南関町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第 7 議案第80号 南関町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第81号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第82号 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第83号 南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第84号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第85号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 議案第86号 南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第87号 南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第88号 南関町こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第89号 ふるさとなんかん応援寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第90号 南関町公共下水道事業特別会計に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第18 議案第91号 令和2年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

日程第19 議案第92号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第20 議案第93号 指定管理者の指定について

日程第21 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

日程第22 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（橋永芳政君） 議案はお手元に配付しております。

議案名を事務局長に朗読させますので確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは日程第4、議案第77号から日程第22、諮問第2号までの議案名を読み上げます。

[議案名朗読]

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなどはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

ここで、議案の提案理由の説明を行わない課長並びに経済課長は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため退出してください。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第77号議案、南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての提案理由及び議案の御説明をいたします。

提案理由につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い改正法による改正後の公職選挙法の規定により南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項について条例を制定する必要があるためございます。

次ページをお願いいたします。条例案でございます。第1条でこの条例の趣旨を

規定し、第2条で選挙運動用自動車の使用の公費負担の適用について。第3条で選挙運動用自動車の使用に係る契約の締結及びその旨の委員会での届け出について。第4条で選挙運動用自動車の使用に係る契約が一般運送契約の場合と一般運送契約以外の契約の場合の公費負担額及び支払い手続きについて。第5条で第4条の選挙運動用自動車の使用に係る契約の指定について。第6条で選挙運動用ビラの作成の公費負担の適用について。第7条で選挙運動用ビラの作成に係る契約の締結及びその旨の委員会への届け出について。第8条で選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額と支払い手続きについて。第9条で選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の適用について。第10条で選挙運動用ポスターの作成に係る契約の締結及びその旨の委員会への届け出について。第11条で選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額と支払い手続きについて定めております。第12条でこの条例の施行に関し必要な事項は委員会で定めるとし、附則でこの条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用されるとしております。

以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 第78号議案、南関町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について提案理由及び議案の説明を行います。

南関町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由としましては新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じ融資を受けたものに対し利子補給金を交付する事業を行うため、南関町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置する必要があり、その基本的事項について条例を制定する必要があるためございます。

次ページをお願いします。条例の内容について説明いたします。第1条では設置としてこの条例は地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、新型インフルエンザ対策特別措置法附則第1条の第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障を生じたものに対し利子補給金を交付する事業を行うことを目的として、南関町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置することとしております。第2条では積立てとして、第1項基金の原資は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をもってあてることとしており、第2項として基金として積み立てる額は南関町一般会計歳入歳出予算で定める額としております。第3条では管理として保管方法、第4条では運用益金の処理、第5条では処分、第6条では委任としてこの条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に關し必要な事項は町長が別に定めることとしております。

附則として、この条例は公布の日から施行することとし、令和6年3月31日限りその効力を失うとしております。

以上で、南関町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第79号議案、南関町下水道事業の設置等に関する条例の制定について提案理由及び議案の御説明をいたします。

提案理由は、公共下水道事業の会計を特別会計から公営企業会計へ移行するにあたり、総務省通達及び国土交通省通達に基づき地方公営企業法を適用するため条例を制定する必要があるためございます。

次のページをお開きください。新たに制定いたします議案、南関町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての条文について説明いたします。第1条で地方公共団体が経営する企業として下水道事業を設置し、その事業が地方公営企業法を適用することを規定し、第2条に地方公営企業法で定める組織、財務、職員の身分取り扱いのうち財務に関する規定のみを適用することを規定し、第3条で第1項で経営に関する基本事項を規定し、第2項では対象とする下水道事業の規模は事業計画で定めることと規定しています。第4条で資産の取得及び処分についてを規定し、第5条では職員の与えた損害が避けることができない事故やその他やむを得ない事情によるものである場合においては、許容額を定めその額を超えた職員の賠償責任についての免除について、議会の同意が必要であることを規定し、第6条で寄附または贈与があったときにはその許容額に応じて議会の議決を得ることを規定しています。第7条では会計事務が円滑に行えるよう公金の出納及び支払い事務の一部と公金の保管に関する事務を会計管理者が行えることを規定し、第8条第1項から第3項において業務の状況の説明書を作成し、公表について規定しています。

附則で、この条例は令和3年4月1日から施行すると定めているものでございます。

以上で、南関町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第80号議案、南関町税外収入金にかかる督促手数料及び滞納金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由及び議案の御説明をいたします。

提案理由につきましては、地方税法が改正されることに伴い税外収入金に係る延

滞金の算定を適正なものにするためでございます。令和2年度の税制改正により地方税法の延滞金の額の計算において、特例基準割合が延滞金特例基準割合に名称が改められ、計算の前提となる特別措置法の規定により告示された割合が特別措置法に規定する「平均貸付割合」と名称が改正されております。この改正に伴い南関町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の中の文言を同様に改正するものでございます。

次ページをお願いいたします。改正文でございます。南関町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を次のように改正する。附則第2項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合という」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、附則に次の1項を加えております。

第3項、前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合「延滞金特例基準割合を除く。」が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とする。

附則で、施行期日を令和3年1月1日から施行するとし、経過措置でこの条例による改正後の附則第2項及び第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によると規定しております。

以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいいたします。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 第81号議案、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由及び議案の御説明を申し上げます。

提案理由としましては、地方税法施行令の一部改正に伴い条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。南関町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。第23条第1号では7割軽減判定について。第2号では5割軽減判定について。第3号では2割軽減判定についての改正であり、その内容としましては保険税の減額の対象となる所得の基準につきまして軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受けるものの数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額

を加えることとするものであります。

次の附則において、施行期日を令和3年1月1日としております。

以上で、国民健康保険税条例の改正内容の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第82号議案、南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、小原団地3号棟解体撤去のため条例の一部を改正する必要があるためでございます。

内容につきましては、小原団地3号棟戸数4戸の解体工事に伴い、条例別表の小原団地の戸数を12戸から8戸に変更するものでございます。

次のページをお願いします。改正内容を読み上げます。南関町営住宅条例の一部を改正する条例。南関町営住宅条例（平成9年条例第38号）の一部を次のように改正する。別表中小原団地（昭和55年度建設）12南関町大字小原2288番地を小原団地（昭和55年度建設）8南関町大字小原2288番地に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとします。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 第83号議案、南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び議案の説明を申し上げます。提案理由としましては、近隣市町との均衡及び受益者負担の適正化により財政運営の健全化を図るためでございます。

次のページをお開きください。南関町火葬場条例の一部を改正する条例。南関町火葬場条例の一部を次のように改正する。改正内容としましては使用料について、町内居住者の各区分、12歳以上の者を1万2,000円に、12歳未満の者を8,000円に、改葬又は体の一部を6,000円に、死産児を6,000円に、産汚物等を6,000円の額に。

次に町外居住者の各区分それぞれを改正後町内居住者の5倍の額に改めるものでございます。

次の附則において、施行期日を令和3年4月1日としております。

以上で、火葬場条例の改正内容の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 提案理由の説明が終わりました。

まちづくり課長と税務住民課長は退室をしてください。

福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第84号議案、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、地方税法改正に伴い条例の一部を改正する必要があるためございます。

次のページをお開きください。南関町介護保険条例の一部を改正する条例。南関町介護保険条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。地方税法の改正によりこれまでの「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に「告示された割合」を「平均貸付割合」に改めるなど、文言の改正と新たに2項として延滞金の額の計算においての割合を定めたものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年1月1日から施行すると定めるとともに、経過措置としてこの条例による改正後の附則第7条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第85号議案、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、地方税法改正に伴い条例の一部を改正する必要があるためございます。

次のページをお開きください。南関町下水道条例の一部を改正する条例。南関町下水道条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。地方税法改正によりこれまでの「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に「告示された割合」を「平均貸付割合」に改めるなど、文言の改正と新たに3項として延滞金の算定においての割合を定めたものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年1月1日から施行すると定めるとともに、経過措置としてこの条例による改正後の附則第2項及び第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次のページをお願いします。第86号議案、南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、地方税法改正に伴い条例の一部を改正する必要があるためございます。

次のページをお開きください。南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第16号）の一部を次のように改正する。地方税法改正によりこれまでの「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に「告示された割合」を「平均貸付割合」に改めるなど、文言の改正と新たに3項として延滞金の金額の算定においての割合を定めたものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年1月1日から施行すると定めるとともに、経過措置としてこの条例による改正後の附則第2項及び第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第87号議案、南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、地方税法改正に伴い条例の一部を改正する必要があるためございます。

次のページをお開きください。南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。南関町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。地方税法の改正によりこれまでの「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に「告示された割合」を「平均貸付割合」に改めるなど、文言の改正と新たに2項として延滞金の額の計算においての割合を定めたものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年1月1日から施行すると定めるとともに、経過措置としてこの条例による改正後の附則第3条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第88号議案、南関町こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、南関町住んでよかったですプロジェクト第3期に向けた推進事業の見直し及び南関町少子化対策の観点から南関町こども医療費助成に関する条例の助成対象を満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで引き上げる必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。南関町こども医療費助成に関する条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） ここで、説明の途中ですが、10分間の休憩をとります。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明に備えて退室させました経済課長を入室させておりまので、報告します。

提案理由の説明を再開します。

総務課長。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第89号議案、ふるさとなんかん応援寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由及び議案の御説明をいたします。

提案理由につきましては、企業版ふるさと納税の受入開始に伴い条例の一部を改正する必要があるためございます。地域再生法に基づき町が作成するまち・ひと・しごと創生推進計画いわゆる地域再生計画が令和2年11月6日に国の認定を受けたことにより、当町においても企業版ふるさと納税制度を活用して企業からの寄附金を受け付けることができるようになったために条例の一部を改正するものでございます。

次ページをお願いいたします。改正案でございます。ふるさとなんかん応援寄附

金基金条例の一部を次のように改正する。第1条の見出しを「設置」に改め、同上中に「及び企業版ふるさと納税制度（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に基づくまち・ひと・しごと創生寄附金活用事業に係る課税の特例をいう。）」及び「地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき」を加え、第6条中「基金の」を「設置」に、「必要な経費」を「、次に掲げる事業」に改め、同条に次の各号を加える。第1号地域再生法に基づく地域再生計画に記載された、南関町まち・ひと・しごと創生推進事業に位置付けられた事業。2号その他町長が必要と認める事業。

附則でこの条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第90号議案、南関町公共下水道事業特別会計に関する条例を廃止する条例の制定につきまして提案理由及び内容の説明を申し上げます。

提案理由は、総務省通達及び国土交通省通達により、地方公営企業法の適用を行うにあたり、現行の下水道特別会計に関する条例を廃止し新たに設置条例を制定するためでございます。

次のページをお開きください。南関町公共下水道事業特別会計に関する条例を廃止する条例を改正する条例。南関町下水道事業特別会計に関する条例（平成7年条例第21号）を廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年6月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第91号議案、令和2年度南関町一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億813万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億229万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入についての補正額一覧でございます。1款町税は2項固定資産税を3,000万円減額し、7億2,546万3,000円とし、総額を12億371万7,000円とするものでございます。13款分担金及び負担金は1項分担金に465万6,000円を追加し、764万6,000円とし、総額を

2億3,644万9,000円とするものでございます。15款国庫支出金は1項国庫負担金に8億7,999万3,000円を追加して、13億9,905万5,000円とし、2項国庫補助金を7,289万1,000円減額し、15億1,514万円とし総額を29億2,082万3,000円とするものでございます。16款県支出は1項県負担金に325万2,000円を追加し、2億7,123万9,000円とし、2項県補助金に6億8,060万円を追加し、10億4,465万8,000円とし3項県委託金を2万6,000円減額し、6,160万7,000円とし、総額を13億7,750万4,000円とするものでございます。17款財産収入は1項財産運用収入に2万円を追加し、143万7,000円とし、2項財産売払収入に272万円を追加し、総額を415万7,000円とするものでございます。19款繰入金は1項基金繰入金に1,123万円を追加し、3億8,659万6,000円とするものでございます。21款諸収入は4項雑入を1,722万2,000円減額し、1,252万4,000円とし総額を2,447万6,000円とするものでございます。22款町債は1項町債に5億4,580万円を追加して、21億1,131万5,000円とするものでございます。歳入合計は、補正前の88億9,416万6,000円に補正額20億813万2,000円を追加して、109億229万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。2款総務費は、1項総務管理費を97万9,000円減額し、22億9,542万5,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費に33万8,000円を追加して、4,240万円とし、5項統計調査費を39万2,000円減額し、1,036万3,000円とし、総額を24億5,793万5,000円とするものでございます。3款民生費は、1項社会福祉費に2,866万5,000円を追加し、12億5,015万3,000円とし2項児童福祉費に743万4,000円を追加して5億6,193万8,000円とし、総額を、18億1,209万1,000円とするものでございます。4款衛生費は、1項保健衛生費に261万9,000円を追加し、6億1,245万6,000円とし2項清掃費に44万9,000円を追加し2億8,455万7,000円とし、総額を9億548万9,000円とするものでございます。5款農林水産費は、1項農業費に7,887万2,000円を追加して、4億229万4,000円とし、2項林業費を749万7,000円減額し、2,332万1,000円とし総額を4億2,061万5,000円とするものでございます。6款商工費は1項商工費を1,312万5,000円減額し、2億633万円2,000円とするものでございます。7款土木費は、1項土木管理費に129万6,000円を追加し9,725万2,000円とし、2項道路橋梁費を1億2,914万5,000円減額し、2億9,246万8,000円

とし、3項河川費に69万8,000円を追加し、1億1,481万8,000円とし、4項住宅費に67万9,000円を追加し、1億1,074万4,000円とし、総額を7億9,246万2,000円とするものでございます。8款消防費は、1項消防費に37万円を追加して5億9,964万7,000円とするものでございます。9款教育費は、1項教育総務費に1万7,000円を追加して6,119万4,000円とし、2項小学校費に797万4,000円を追加して2億3,110万1,000円とし3項中学校費に108万1,000円を追加して、7,715万9,000円とし4項社会教育費に39万1,000円を追加し、1億5,447万5,000円とし、総額を6億2,114万8,000円とするものでございます。10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費に6億7,729万2,000円を追加し、8億1,659万3,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費に13億4,835万4,000円を追加し、14億1,416万7,000円とし、総額を22億3,376万円とするものでございます。11款公債費は、1項公債費を117万1,000円減額し、7億4,872万7,000円とするものでございます。12款予備費は1項予備費に391万2,000円追加して2,236万円とするものでございます。歳出合計は、補正前の88億9,416万6,000円に補正額の20億813万2,000円を追加し、109億229万8,000円とするものでございます。

5ページの第2表につきましては、繰越明許費の補正でございます。繰越明許費として7款土木費、2項道路改良費の道路新設改良事業を1億2,000万円、3項河川費の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を1億1,051万円、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業を7億3,900万円、2項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業を13億2,573万9,000円追加するものでございます。

6ページ、第3表は債務負担行為の補正でございます。令和3年度の道路維持工事の限度額を1,880万円とし、令和3年度の火葬場業務委託料の限度額を1,100万円とし、令和3年度から令和7年度までのふるさとセンター指定管理委託料の限度額を1,650万円とするものでございます。

7ページ、第4表は地方債の補正でございます。徴収猶予特例債の限度額を6,690万円とするものでございます。また、道路改良整備事業は、限度額1億5,440万円を1億360万円とし治山事業は限度額160万円を0とし、災害復旧事業は限度額550万円を5億3,680万円と変更するものでございます。

8ページと9ページは歳入歳出事項別明細書の総括表でございます。

10ページをお願いします。歳入の内訳でございます。主なものについての御説

明いたします。1款町税、2項、1目固定資産税は1節現年課税分を3,000万円減額するものです。決算見込み及び徴収猶予によるものでございます。13款分担金及び負担金、1項分担金、1目災害復旧費分担金は1節農林水産施設災害復旧費分担金を480万円追加するものです。査定見込みによる補正でございます。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1節社会福祉費国庫負担金に障害者総合支援給付費国庫負担金として650万5,000円を追加し、3目災害復旧費国庫負担金は1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金に現年災分として8億9,611万4,000円を追加し、2節林道施設災害復旧費国庫負担金の現年災分を2,043万6,000円減額するものでございます。査定の見込み及び査定結果による補正でございます。

11ページをお願いします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国補助金は1節道路橋梁費国庫補助金の社会資本整備総合交付金を7,559万1,000円減額するものです。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産費県補助金は1節農業費県補助金に強い農業・担い手づくり総合支援交付金など5,061万円を追加し、次ページの3節治山事業費県補助金の343万2,000円を減額するものです。9目災害復旧費県補助金は1節農林水産施設災害復旧費県補助金に現年分として6億3,000万円を追加するものです。査定見込みによる補正でございます。

13ページをお願いします。19款繰入金、1項基金繰入金、1目、1節財政調整基金繰入金に500万円を追加し、6目、1節産業振興等奨励基金繰入金に623万円を追加するものでございます。21款諸収入、4項、2目、4節雑入は滞在コンテンツ造成事業支援金1,935万5,000円を不採択により減額し公有建物災害見舞金213万3,000円を追加し、差し引き1,720万2,000円を減額するものでございます。22款、1項町債は1目農林水産業債、1節治山事業債を160万円減額し、3目土木債は1節道路橋梁債を5,080万円減額し、7目災害復旧債は1節農林水産施設災害復旧債を6,100万円、2節公共土木施設災害債4億7,030万円を追加し、14目徴収猶予特例債を6,690万円追加するものでございます。

14ページからは歳出でございます。主なものについて御説明いたします。

16ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節扶助費に2,709万7,000円を追加するもので、障害者総合支援給付金が1,833万4,000円、障害児通所支援給付費が876万3,000円でございます。

18ページをお願いします。5款農林水産費、1項農業費、4目農地費、18節

負担金、補助及び交付金に1,175万5,000円を追加するもので、小災害復旧費補助金が1,154万4,000円、多面的機能支払事業費が21万1,000円でございます。7目農業経営体活性化事業費、18節負担金、補助及び交付金に5,974万9,000円を追加するもので、強い農業・担い手づくり総合支援交付金でございます。20目人・農地問題解決推進事業費、18節負担金、補助及び交付金に463万7,000円を追加するもので、経営転換協力金が14万9,000円、地域集積協力金が448万8,000円でございます。5款農林水産費、2項林業費、12節委託料の測量設計委託料を292万1,000円、14節工事請負費を457万6,000円減額するものでございます。不採択による減額でございます。6款、1項商工費、3目観光費、12節委託料の滞在コンテンツ造成事業運営等委託料1,935万5,000円を不採択により減額し、4目企業誘致対策費、18節負担金、補助及び交付金に産業振興等奨励金623万円を追加するものです。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、14節工事請負費1,000万円を追加するもので、災害に伴う維持工事費の追加分でございます。3目道路新設改良費、14節工事請負費の改良舗装工事費1億3,860万円を減額するものでございます。

21ページをお願いいたします。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需要費に450万4,000円を追加するもので、感染対策用の消耗品42万円と第一小学校の雨漏り修繕費として408万4,000円を追加するものでございます。

22ページをお願いします。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費、14節工事請負費に現年災分として7億円を追加し、2目林業施設災害復旧費、14節工事請負費の現年災害分を査定後の実施設計に伴い2,270万8,000円減額するものでございます。10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費、12節委託料に測量設計委託料2,500万円、建物調査委託料200万円を追加し、14節工事請負費に現年災分として13億318万6,000円を追加し、21節補償、補填及び賠償金に電柱移転等補償費として400万円を追加するものでございます。

23ページをお願いします。10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、2目施設等災害復旧費、14節工事請負費に御茶屋跡の現年災分として1,416万8,000円を追加するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第92号議案、令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,756万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。5款県支出金、1項県負担金・補助金7万7,000円を追加して11億1,433万8,000円として、歳入合計補正額7万7,000円を追加して、歳入合計を14億8,756万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費7万7,000円を追加して729万7,000円とし、歳出合計補正額7万7,000円を追加して歳出合計14億8,756万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。5款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費交付金、2節特別交付金7万7,000円を追加するもので、これは特別調整交付金でございます。

次に7ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料7万7,000円を追加するもので療養給付費調整交付金システムを改修するための電算システム改修委託料でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 第93号議案、指定管理者の指定について。提案理由及び議案の説明をいたします。

南関町ふるさとセンターの指定管理者につきましては、令和3年3月31日をもって指定管理期間が満了となることから令和3年度からの指定管理者を選定する必要があります。指定管理の手続きを進めてまいりました。その結果、南関町ふるさとセンター設置及び管理等に関する条例第5条第1項の規定に基づき指定管理者を次のように指定するものでございます。1指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、南関町ふるさとセンター。2指定管理者となる団体の名称及び所在地、団体の名称、株式会社グッドスタッフ。団体の所在地、熊本県菊池郡大津町大字室686番地1。3指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由をいたしまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申

し上げます。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて提案、説明をさせていただきます。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、南関町大字関町1213番地1。

氏名、江上雅章。

生年月日、昭和30年7月17日生まれ。

でございます。人権擁護委員法第6条の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱するもので当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるものの中から、その市町村の議会の意見を聞いて法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を市町村は推薦することになっております。任期は3年でございます。現在の人権擁護委員の任期が令和3年3月31日をもって満了となりますので、引き続き江上雅章氏を委員に推薦したく議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

任期は3月末までありますが、議会の同意を得て推薦し、その後法務大臣から委嘱されるまで3ヶ月程度の期間が必要となりますので、今議会で提案するものでございます。江上氏は昭和53年3月、国立島根大学文理学部法学科を卒業され同年4月から積水ハウス株式会社長崎営業所に勤務され、昭和62年1月に退職されました。同年2月から熊本日日新聞南関販売店に勤務され、平成元年4月から平成29年3月まで代表取締役を努められ、平成6年8月には江上不動産を開業され現在に至っております。また、平成18年4月には南関町社会教育委員、平成22年8月から現在まで南関町住まいづくり協議会委員、平成26年から平成28年まで見守りネットワーク委員、今年度は国勢調査員と地域に密着した活動を通して貢献していただいているところでございます。江上雅章氏の人柄は温厚誠実、人格、見識とも優れ、広く社会の実情にも通じ、人権擁護についても非常に理解があり、人権擁護委員に最適な方でございますので、人権擁護委員として江上雅章氏を推薦したいので、同意をお願い申し上げる次第でございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて提案、説明をさせていただきます。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、南関町大字下坂下188番地1。

氏名、村上清喜。

生年月日、昭和27年3月16日生まれ。

でございます。人権擁護委員法第6条の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱するもので当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるものの中から、その市町村の議会の意見を聞いて法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を市町村は推薦することになっております。任期は3年でございます。現在の人権擁護委員の任期が令和3年3月31日をもって満了となりますので、引き続き村上清喜氏を委員に推薦したく議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

任期は3月末までありますが、議会の同意を得て推薦し、その後法務大臣から委嘱されるまで3カ月程度の期間が必要となりますので、今議会で提案するものでございます。村上氏は昭和45年3月、大牟田高等学校を卒業され、同年4月から村上石油に勤務され、平成5年4月有限会社村上商事代表取締役に就任、平成17年8月からセピア不動産代表に就任され令和元年代表取締役、令和2年には代表取締役会長に就任されています。また昭和63年4月には南関町商工会青年部部長、熊本県商工会青年部副会長を務められ、平成2年から2年間南関町関所太鼓振興会会长を務められ平成22年8月から現在まで南関町住まいづくり協議会委員を務めていただいております。このように商工会や関所太鼓を通して町民の皆さんと積極的に関わってこられたことから人権擁護委員としての活躍も期待されます。村上清喜氏の人格は温厚誠実、人格、見識とも優れ、広く社会の実情にも通じ、人権擁護についても非常に理解があり、人権擁護委員に最適な方でございますので、人権擁護委員として村上清喜氏を推薦したいので、同意をお願い申し上げる次第でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（橋永芳政君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

ここで昼食のため休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

—————○—————

日程第23 一般質問

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の一般質間に備えて退室させました職員を入室させておりまますので、報告しま

す。

日程第23、一般質問を行います。

発言の通告がございますので、順次発言を許します。9番議員の質問を許します。

9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 9番議員の鶴地です。コロナで控えておりましたけれども、今回三つの質問をさせていただきます。コロナ対策のために極力質問時間を短くしたいと思いますので、再々質問をしなくて済むように簡潔な答弁をお願いします。

第1点は英語教育の強化についてです。8月初めの熊日新聞紙上に県教育委員会が第3期県教育振興基本計画の骨子案で10項目の重点取り組みを示し、その中に英語教育日本一というのがありました。どのようにして日本一を目指すのかネットで推進委員会の議事録等を調べましたが、どうもわかりませんでした。基本計画ですので仕方ないのかもしれません、具体案を頭においていた計画であってほしいと思うものです。そこで南関町を県下にすることの構想はありませんか。入学祝金や住宅取得等の補助金も結構ですが、英語教育でもって人口流出を防ぎ、人口流入を目指してほしいものです。予算を振り分けて英語教育による地域おこしに取り組んでほしいという思いから質問するものです。県の方針を受け南関町もしっかりと取り組まれることだと思いますが、具体的な対策はどのように考えられていますか。平成27年2月の文教厚生委員会の研修報告書の一部を紹介させていただきます。平成27年2月20日の新聞にICTを活用した事業を目指し鹿児島市から高森町に引っ越ししてきた二人の児童を持つ家族のニュースがありました。ICT教育は全国的に知られるようになった5年ほど前から移住の問い合わせが増え始めたという記事でしたが、ICT教育がまさか移住者まで呼び込むとは思わなかったという教育長の感想が掲載されました。自然に恵まれた田舎の良さとICTが合体し英語教育を強化すれば転出防止、そして転入増加も夢ではないと思います。英語教育でもって地域おこしをというのが要望であり質問の趣旨です。

2点目は平成14年度から事業実施されている放課後児童クラブについての質問です。放課後児童クラブの利用者負担金の一括支給を見直し、救済策を講じるべきだということで質問するものです。まず、現在3施設で実施されていますが利用者の推移と今後の予想はどうでしょうか。

それから利用者負担金が月々5,000円、夏休み期間中が1万1,000円となっているようですが、保護者にとってはかなりの負担だと思います。特に昨今は実質賃金の低下、これは二十数年ほど前はルクセンブルク、アメリカ、日本といったところで一人当たりGDPの世界一を争っていましたけれども、今現在は25位

かな、もっと下がっているかもしれません。日本はどんどん貧乏になっています。そしてコロナの影響があります。ひとり親世帯にはかなり厳しいと思いますので、救済策の検討を問うものです。

3点目は、7月豪雨災害による河岸の被害状況と発生原因の調査、復旧見込みについて質問します。河岸のブロック崩壊が何箇所も発生していますが、単に豪雨が原因とは思えない状況です。特に落合付近両岸に2カ所の崩壊があります。その原因、それから建設時期とか工事の基準はどのようになっていたのか質問いたします。町内河岸の復旧対策はどのようになっているか。今後の崩壊防止対策をどうするかを問うものです。

以上、3点です。以後の質問は自席にて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 9番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 9番、鶴地仁議員の英語教育をもって地域おこしをの質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

次に、放課後児童クラブ利用者負担金の見直しについての質問にお答えいたします。まず一つ目の放課後児童クラブの利用者の推移と今後の予想はどうか。運営状況はどうかについてお答えします。

最近の年間平均利用者の推移は、対象学年やクラブの増加などもあり単に比較することはできませんが、平成27年度が1年生から3年生までが対象で1クラブのみの実施で45人、平成28年度が同じ状況で52人、平成29年度からは全学年が対象となりクラブも2クラブに増え57人、平成30年度には75人、令和元年度には3クラブで90人、令和2年度の現在では106人が利用されております。今後の予想としては、今後しばらくは、利用希望者の増加が見込まれますが、その後は横ばいで推移するのではないかと予想しております。運営状況としましては、町からの委託料と保護者からの利用料などで運営をされており利用希望者の増にも対応できていると思っております。

次に二つ目の実質所得の低下に加えコロナの影響、経済的負担が大きいと思う。家庭の傾向を調査し再検討をについてお答えします。まず、国の児童クラブの運営費の負担の考え方としては運営費の2分の1を保護者負担、残りの2分の1を国、県、町が3分の1ずつ負担することとされています。しかし、町としては保護者の負担が重くならないように3割弱にしているところであります。近隣自治体との比較でも利用料の金額は同程度になっておりまして、南関町での利用負担金の現状から緊急に全体の見直しを行うまでの必要はないと考えておりますが、コロナ感染拡

大による現状と今後予想される経済状況の動向を考えますと、特に生活に大きく影響を受ける世帯に対し、何らかの軽減措置は必要かと考えているところであります。詳細については、今後近隣自治体の状況を参考にするとともに、広く意見を聞きながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、7月豪雨災害による河岸の被害状況と発生原因の調査。復旧見込みはどのようにになっているか。河岸のブロック崩壊が何箇所も発生しているが単に豪雨が原因とは思えない。崩壊した河岸の建設時期と工事の基準はどのようにになっているか。今後の崩壊防止対策をどうするのか。復旧対策はどのようにになっているかについてお答えします。

まず、甚大な被害を受けました関川については県河川であるため、管理しております熊本県玉名地域振興局土木部に確認いたしましたところ、南関町で55カ所、荒尾市で45カ所、計100カ所が被災しているとのことです。その他、県が管理する本町の砂防河川では八貫水川11カ所、石畠川3カ所、琵琶瀬川19カ所などが被災を受けています。原因についてはその箇所ごとに状況が違いますので、一概には断定できませんが、今回の豪雨がこれまでに想定されていた雨量をはるかに超えているため想定以上の流量と流速によるものと判断されています。また、崩壊した護岸ブロックの建設時期につきましては、明確に把握できていないとのことです。町が管理しています河川灾害は18カ所のうち関川水系の墨摺川2カ所、萩の谷川1カ所の計3カ所で護岸ブロックが崩壊しています。崩壊した護岸ブロックの建設時期につきましては、昭和の時代と平成20年代施工であるということまでは確認しております。その他の被災箇所は既存土羽面の崩壊となっております。また、工事の基準については国土交通省、または建設省が監修し発刊されております河川砂防技術基準同解説や護岸の力学設計法（一般財団国土技術研究センター編）、一般社団法人全日本建設協会発刊の災害手帳等を基に、それぞれの地形条件にあわせた基準を採用されており、町河川におきましても同様となっております。

今後の崩壊防止及び復旧対策ですが、県河川の関川におきましては、早期の復旧に向けて取り組んでいかれると伺っております。町としましても下流域である荒尾市との連携により県工事がスムーズに進められるように、必要な場合には国土交通省の関係部署や県選出国會議員に対しましても要望活動を実施していきたいと考えております。町河川につきましては、圃場整備とあわせた改修や、河川維持費を利用した堆積土の撤去、洗掘の激しい箇所の底張り等の根固めの対策に取り組みたいと考えております。

以上、お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また詳細につきましては担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。9番、鶴地仁議員の英語教育をもって地域おこしをの熊本県は第3期教育振興計画で英語教育を日本一にするという計画を立てた。南関町を県下一にする構想はどうかについての御質問にお答えします。

まず、今回の御質問に関連して、昨年6月議会の北原議員の南関の子どもたちに生きる力、「知・徳・体」の育みの現状とその向上に向かう今後の取り組みについての御質問に対して、本年度から町の小学校に英語専科教員が配置され幼稚英語教育から小中学校9年間の英語教育の接続の形ができたところで、これを機に英語教育の充実に力を入れてまいります。

その具体的な手立ての一つとして、本議会補正予算に南関町中学校英語検定チャレンジ事業補助金を計上している旨の答弁をしたところでございます。お陰様で本英語検定チャレンジ事業は御承認いただき、昨年度からこの補助事業のもとで南関中生への英検へのチャレンジ事業に取り組み始めることができました。

昨年度の実施状況については1年生から3年生の全体で昨年度より20人多い43人、ペーセントとして23.2%が受験し16人が合格、これは5級から準2級の級です。合格しました。本年度は年度当初からのコロナ禍による臨時休業で学校は6月から本格再開されるという特別な状況にありましたが、現在まで40人、23.5%が受験し25人が合格という状況で、本年度はもう1回1月にチャレンジできますので受験者数と合格者数は更に増えることが期待されます。

このような中で、英語教育日本一に向けて本年度県教育委員会では4月には英語教育推進室を新しく設置され、9月には本県英語教育の目標達成が計画的にできるように、くまもと英語教育推進プラン令和2年度から令和5年度までの期間のプランが策定され、各市町村教育委員会等にその周知と活用の通知があったところでございます。

町の英語教育の現状について導入から4年目となる幼稚英語教育は園や保護者等から高い評価を得ていますが、小学校との接続になる小学1、2年は現在町の民間業者に月1回程度の指導を委託して実施し、3、4年からは専科教師による週1時間、5、6年は週2時間の授業を実施しています。昨年度の県学力調査の児童生徒の質問紙調査、外国語活動英語の勉強が好き、わかるかという調査結果を県平均と比べますと、小3から小5は下回っており、小6、中1は上回る、中2は下回る、そういう状況で小・中の接続に課題は見られませんでした。中2の下回る理由については、本年度の調査結果等を見ながら検証していく予定でございます。今回策定の推進プランには教員の英語指導力向上研修の実施や、児童生徒の異文化理解、交流体験活動の促進、本県独自の英語教材の有効活用など具体的な取り組みが示され、

すでに対象の教員研修や事業等もできるところから実施されており、今町内の中学校には積極的な取り組みをお願いしているところで、その取り組み充実の結果として県下一が見えてくると考えております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 英検等の試験、受験を進められていることにはいいなというふうに思いますが、合格率はまだまだのほうかなと思います。

そこで、日本人は英語が話せないんですよね。聞き取れない。なぜ英語教育が必要なのかの原点に立ちたいと思います。昔私たちが子どもの頃は南関町に外人はいませんでした。特別な人を除いて外国に行くこともなく、英語は必要ありませんでした。しかし、高度成長期、少子高齢化を経て2017年末の在留外国人人数は256万人となり、2019年10月末の外国人労働者数は165万8,800人に上っております。毎年増加の傾向にあります。今の子どもたちの20年、30年後は否が応でも英語が必須になると思います。重要性についての見解はいかがでしょうか。基本中の基本、なぜ日本人は英会話が下手なのでしょうか。それを克服するためにはどうすればいいのでしょうか。データで見る日本人の英語力というのがありますが、TOEICですが、英語の試験結果では48カ国中40位、TOEFLではアジア30カ国中26位といったデータが出ております。また、英語を聞き分ける能力英語耳と、英語を英語で理解する英語脳という言葉も聞かれますが、スキヤモン曲線を考えると大人からではもう遅いのではないのでしょうか。日本人が英語を話せない四つの理由というのもあります。話せない原因をしっかり研究し、英語を取り組んでいただきたいと思うのですが、この点につきましては、いかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。今3点お尋ねがあったと思います。第1点の英語の重要性についての見解ということ。この件につきましては、世の中がグローバル社会へと進展する中で、とても今これからも英語の重要性というのは高くなってくる、そういうふうに認識しております。

2点目の基本中の基本なぜ日本人は英会話が下手なのでしょうか。という部分でございますけれども、これはとても難しい質問だと思うんですけど、最近私が読んだ本で、これは長く英語に関わった人が書いた本でございまして、その本から紹介させていただきますと、言葉は意思や考えを伝えあうためにあるのであって、テスト等で優劣をつけるためのものではない。少しのスペルミスでも減点されるのでは

英語を好きになるわけがない。文法ミスや発音の間違いさえ指摘されるのでは簡単な会話をするにも萎縮してしやべれなくなってしまう。日本の英語教育は英語に強い苦手意識を植え付け、同時に英語ができることに憧れを持たせるというものであり、それが今も続いているのではないだろうか、そういう文面でございました。更に資格試験で満点を取れたとしても、それだけでは英語を活かした仕事はできない。むしろ確固たる技術力や経験、何より人間力があれば英語は後からついてくるもの。学校での英語教育は特別活動のような楽しいものにしてはどうだろうか。そういう提案もその本ではあったんですけど、私の頭の中にはこの文面がすっと入ってきたところでございました。克服方法もお尋ねにあったと思いますけれど、まずは英語嫌いを作らないこと。その部分が一番大切なというふうに思っております。国際的なデータでも日本の英語力は低いというデータが出ておりました。その部分は誰もが御存じの承知のことだと思うんですけど、やっぱり英語だけに限らずその教科を好きにする取り組みと言いますか、そういう部分と英語の部分は小さい頃からの聞く耳と言いますか、そういう部分を大事になってくるのかなという部分で、南関のほうでは幼児英語教育あたりも4年目になっておりますので、そういう取り組みはとてもありがたい取り組みなのかなそういう思いをもっているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） ネットでいろいろ調べておきましたら、面白いデータがありました。アメリカ国務省で働く超優秀なアメリカ人がドイツ語を日常生活レベル程度に習得するには480時間しかからないが、日本語の場合は少なくともおよそ6倍の2,400時間かかるということでした。逆に考えれば日本人が抱えるハンデが大きいということになります。日本の通常の学校教育では小中高大学の間で1,000時間にも達しないそうです。単純計算で授業以外に1,500時間ほどの英語授業を行わなければ会話ができないということでした。この時間を確保するためにも幼少期からの英語教育が大事ということになるかと思います。先ほど教育長も言われましたけれども、まず英語が嫌いになったら元も子もありませんので、最初のうちは遊びから英語に親しませるということが大事かと思います。

それから外国人が日本で滞在する上での自治体における課題として、病院、診療所に外国語のできる人がいない。行政の窓口で外国語が通じない。警察の連絡先、犯罪への対応等々、外国人の方が困っていることがたくさんあります。南関町はどの程度対応できるのでしょうか。役場内で、日常英会話ができる職員が何人ぐらいおられるんでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○議長（橋永芳政君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 役場の職員の中で日常生活の英語が喋れる職員というの
は、ちょっと見ましたところでありますけれども、いないような感じがいたします。
以上です。

○議長（橋永芳政君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 先ほどいろんな行政面での課題も申し上げましたが、これ
だけ最近外国人の方が増えておられるという中では、病院とかあるいは生活相談、
犯罪、そういうときに対応できる人材がぜひとも必要であると思います。そして
一番最初に言いましたけれども20年後、30年後を見据えて、子どもの英語教育
はしっかり取り組んでもらいたいというふうに思います。

そこで提案ですが、ポケトークという外国語の翻訳機があります。これを活用す
れば経費もかからず英語を話せない人でも英語を教えることができます。問題発生
時に対応することも可能です。県内在住の外国人は2019年末で1万7,900
人だそうです。今回はポケトークを購入して試してみて質問しているものです。議
長、実演してよろしいですか。

○議長（橋永芳政君） はい。

○9番議員（鶴地 仁君） せっかくですので、一番最初に申し上げた質問の要旨を述
べさせていただきます。熊本県は第3期教育振興計画で英語教育を日本一にする
という計画を立てた。南関町を県下に構想はどうか。

（ポケトーク翻訳音）

○9番議員（鶴地 仁君） 以上のような状況です。非常に便利だと思います。文字が
出ます。最初に言った日本語の文字が出るし、その後の英語の文字も出ますので勉
強にもなると思います。先週、文化幼稚園にこれを持っていきました。年長さんと
それから放課後児童クラブの子どもたちにこれを使って話しかけました。大変モテ
ました。英語で何と言うの。自分で日本語を何か考えて言わせて、それから英語に
なるもんですから非常に興奮して喜んでおりました。翌日また行きましたら、今度
は「あ、英語の先生」というふうにして寄ってきてくれました。遊び感覚で英語を
教えることができるし、それから町の役場の対応もできますので、これは75カ国
語が対応できます。ぜひこれを役場にも置かれ、それから幼稚園、保育園、小学校
に何台ずつか置いていただければ、朝と帰りの挨拶に英語でやる。そして子どもた
ちに1日1回ずつ何か一つしゃべってくれ。それが英語になるというのを経験させ
れば遊び感覚で英語の教育ができると思います。この購入についてはいかがですか
町長、教育長も含めまして。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） ポケトークにつきましては、いろんな所で活用されておりまし

て、これは行政に限らずいろんな企業そういった所ですでに活用されておりますけれども、非常に効果が高いものであるとは思っております。先ほど赤木課長の答弁でもありましたけれども、役場の庁内に英語の会話ができるものがいないというそういう事実もありますので、そういったポケトークの購入が必要があるので、庁舎内だけではなくいろんな施設学校等もそういったものが必要であるならば購入する必要があると思っております。

ただし、先ほどの赤木課長の答弁の中で役場の職員で英語の会話ができるものがゼロというそういったこともありましたが、私は教育もいろんな活動もですけれどもやっぱり本物が求められているということもあると思いますので、そういったポケトークの必要性とあわせてやはり英語の会話が通訳ができるようなそういう職員もぜひ欲しいなと思いますので、職員採用等にあたってはそういったものが可能になるような採用試験あたりもこれからしていくべきかなとは思っています。

○議長（橋永芳政君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） ありがとうございます。しっかり特に職員の方の英語能力の向上には努めてもらいたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 質問者、よかですか。もうちょっと、ボリュームば上げてください。

○9番議員（鶴地 仁君） もうちょっと、声が小さいですか。

○議長（橋永芳政君） こっちのほうはちょっと聞こえにつかですよ。

○9番議員（鶴地 仁君） 了解しました。そこで英語の活動をもっともっと広くするために、例えば地域おこし協力隊、これに英語の堪能な人を募集されたりとか、あるいは結婚して南関町に住んでおられる外国人の方に英語を教えてもらうと。そういうことも一つの方法だと思います。しっかりこれからも対応していただければというふうに思います。

次に放課後児童クラブについてです。ヨーロッパ、特に北欧諸国では、教育や福祉に特別な政策を取っていますが、税金が日本と全く違っております。消費税は20%とか25%、住民税のような負担率も全く日本と異なり2倍とか3倍です。南関町は確かに住んでよかったですプロジェクト事業等で他の市町より手厚い政策をとっておられますけれども、誕生日祝い金、住宅取得補助といった一時的な補助より継続的な補助対策を進めるべきだと思います。特にひとり親世帯が安心して暮らせるような施策が必要です。町長の思いはどうでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 住んでよかったですプロジェクト推進事業につきましては、子どもを産みやすいようなそして子育てがしやすいような、子育て世代に対してはそういう

った事業を展開してきたつもりであります。

ただし、そういった現在の事業だけではまだまだ不足しているのも事実でありますし、今回の放課後児童クラブそういった全ての児童が通うわけではありませんけれども、どうしても子育てに必要な部分が残されていることも事実であります。ということはそういった中で先ほどの答弁でも申しましたが、現在でもその利用料の3割程度の負担ということで進めておりますけれども、現在のコロナ禍の中で非常に厳しいそういった状況に遭遇しているとするならば、やはり今のこの厳しい時期を乗り切るためにもそういった見直しというか、新たなそういった助成も必要であると思いますし、それが一時的なものじゃなくて、今鶴地議員も言われましたとおり恒常的なやっぱり子どもを育てる上ですっと続けられるようなそういったものでなければ効果が少ないということであれば、そういったものにも対応していく必要があると思います。

○議長（橋永芳政君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 放課後児童クラブこそ英語教育の場になるかもしれません。

ポケトークを遊び感覚で活用すれば英語を話せなくても英語の勉強、指導することができます。塾に行かせればお金がかかりますが、教育の機会均等に放課後児童クラブを逆に活用してほしいなというふうにも思います。

それでは次の3番目の河岸の被害についてに移ります。7月豪雨の後、孫の川遊びで、鉢を持って魚を取りに連れて行ったんですが、その遊びを兼ねて第一小学校の近くの川を見てみたら、川の擁壁で基礎部分がなくなっている箇所が数箇所ありました。通称眼鏡橋の上流100メートルほど。更に上流150メートル程度ですかね、急カーブをしたところがありますが、ここも基礎部分がなくなっています。それから缶詰工場の下は去年ですか、修理は済みましたけれども、あちこちで基礎部分がなくなっています。この基礎部分が特に工事方法は大丈夫だったのかなと。間違ってたんじゃないかというような疑いも持ったわけです。基礎部分がなくなっている箇所はやがて次の豪雨時には崩壊すると思われますので、どのようにこれは対応していかれるつもりですかお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） ただいまの質問でございますが、まずおっしゃられているところが県河川の関川になるかと思います。関川につきましては、県が対応しておりますので、詳細についてはまだ私たちのほうにお示しがありませんので、なかなか詳しくしゃべることはできませんけれども、一応先ほど町長の答弁にもありましたように、指針とか従来から国交省や建設省が出します基準を基にロックを積まれております。県の場合は大河川ということで大体根入れのほうが1メートルから

2メートルの範囲内ということで、1メートルを根入れを入れられております。町河川におきましては50センチから1メートル50センチまでということで、今間をとつて70センチから1メートルその範囲内ですけれども大体70センチのところが多いと思います。最近はこういう豪雨ですので、地形を見まして1メートルぐらい根入れをしているところでございます。先ほど御指摘ありましたところ、大きな課題と言いますのが、少し変わったところございます。堀池園から上の部分につきましては、堰を2カ所撤去されております。一番大きな原因は集中豪雨で降水量が増したこともあるかと思いますが、堰がなくなったということで若干通常であれば堆積していた泥が一度に流れてしまったというのが考えられるのではないかと考えております。それに基づいて根の部分が傷んだりとかしているんではなかろうかと推測されると思います。下流側に行きますと、関村地区では大きな雑石積みの石が水田まで入っておりますので、恐らくその辺の石が運ばれている可能性が大変強うございますので、その辺が一つの関連かと考えております。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 平成20年3月に河川の環境保全について質問しております。環境保全型ブロックに変えるべきだということで、当時の建設課長は自然に配慮する工法が良いとは思うが災害復旧になると制約が大きいので研究しながら進めいかなければならないと考えているというふうに回答されていますが、何か研究はされたでしょうか。環境保全型ブロックを進めるというか、県のほうとの改良を進めるとかそういうのはないでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） それにつきましても前々回のうちの課長からも答弁があつていますように最近災害復旧におきましては、必ず環境型ブロックを使いなさいということで指定が載っております。それに基づきまして研究と言いますか、水衝部があるところはやっぱり水圧が強い所につきましては、普通のブロックに多少コケが生えたりとかできますように粗面ブロックと言いまして、面が粗かつたりするブロックを使っております。通常の場合でしたら、魚巣ブロックとか植生ができます植生ブロックというもののブロックの中に穴が開いているブロックがございますのでそれを使っております。中には背面から雨水とか自然水が発生しているところにつきましては、ふとんかごとかかごマット等というのを使わせていただいております。それぐらいの形で研究ではございませんけれども、地形に合ったブロックを採用していただいております。

○議長（橋永芳政君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 環境保全型ブロックというのにブランチブロック工法というのがあります。平成20年のときも一般質問で取り上げたものですけれども、この工法は工期が短い、経費が安い、植物、木とかが生えることができる。おまけに魚の生育に都合がいいというふうないろんな利点がありますけれども、こういったブロックいかがですか。これですね、千曲川これが崩壊したときにブランチブロック工法でしておれば堤防も越水があったとしても堤防崩壊はなかったはずだと都道府県の河川工事に関わる方はこの工事を御存じですかというようなことがネットで投稿されておりました。こういったことも含めて県のほうとも打ち合わせというかしてほしいんですが、いかがですか。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 今ありましたブランチブロックですけれども、そういうお話を伺いましたので、県のほうにもお話をしております。具体的に県の方もさすがに技術屋でございますので御存じでございましたが、なかなか採用にいたってはまだ検討中ということでそれ以上はお答えをいただきおりません。ただ御存じでしたので千曲川の話をすぐされましたので、さすがだなと考えております。我が町におきましても採用できるかと思いましたら、うちは河川が小そうございますので、やっぱり1級河川と名の付く大きな河川じゃないとなかなか背後地が1メートルから高さにおいては2メートルぐらいいるみたいですので、そうなるとなかなか大型の機械、もしくは背後地の境界とかもありますので、そういう問題がございますので、なかなか採用が町としては難しいかなと思います。県のほうは今から検討ということありますので一つの検討材料としていかれると思われます。

○議長（橋永芳政君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） わかりました。だいぶ規模が大きくなるようなことらしいですけど、落合とかあの付近の大きな川についてはぜひそういったところは検討していただきたいというふうに思います。

まとめます。擁壁の基礎部分がなくなってしまった箇所や部分的に崩壊した箇所がたくさんあると思います。建設会社とも協力して工法の研究に取り組み、南関町の川が巨大なU字溝になってしまわないように、これは特にもう手遅れかもしれませんけれども環境保全に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから英語教育と放課後児童クラブは、南関町で幼児期を過ごせば英語がしゃべれるようになるといううわさが広まれば南関町から出て行かない。南関町に逆に転入者が期待できると。高森町と同じような気持ちを持っていただければと思います。よそからの研修も期待できます。研修に南関町に来てくれればですね、英語教育で。そしたらセキアに泊まってもらい、特産品を土産にしてもらえば立派な地

域おこしになるんじゃないかなというふうに思います。よそと同じように奨励金や補助金では地域おこしではなくて地域横並びだと思います。ぜひ今後の英語教育に期待して私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（橋永芳政君） 以上で、9番議員の一般質問は終了しました。

続いて、11番議員の質問を許します。

11番議員。

○11番議員（境田敏高君） こんにちは。11番議員の境田です。

今回は先に通告していました災害対策について質問します。台風シーズンが終わつた今こそが災害対策の見直しなどの課題を検証し、今後の災害対応に活かすことが重要であるため今回の質問に至りました。

さて、今年の7月豪雨での県南地域では甚大な被害が発生し尊い命を亡くされ、今も避難生活をされ復旧の見通しも立っていない地域もあります。我が町にも甚大な被害が発生しましたが亡くなられた方はいませんでした。しかし、土砂崩れに巻き込まれ危うく難を逃れています。急激な豪雨で土砂崩れや浸水で通行できず避難しようにも避難できない現状が一部見られました。

また、先の特別警報級となった台風10号が9月に接近した際、我が町の避難所はうから館、南町民センターなどに開設されましたが、一部の避難所では床板張りに着の身着のまま何もかけずに寝ていた高齢者も見受けられたと聞いています。床の冷たさが体に直接伝わり体力の弱い人には悪影響を与えます。また新型コロナウイルス感染症防止の仕切りがしてないなどの意見が挙がっています。避難所では雑魚寝です。これは今までの災害時からほとんど改善されておりません。雑魚寝はエコノミークラス症候群を引き起こすと言われております。避難所での運営体制は十分にできたのか。対応できたのか。

国は新型コロナウイルス対策の一環として住民の避難先を分散させ感染症のリスクを抑えるため、全国の自治体にホテルを避難所として活用する推奨をしております。台風10号の警戒にあたった山口県と九州7県の全252市町村で調査が実施されましたが、ほとんどの自治体がホテル避難を見送り、実施されたのは5自治体にとどまっております。見送りの理由は指定避難所で対応できると考えたが多く、既存の避難所に余裕がありホテルの確保は不要との判断です。国の密対策は広がりませんでしたが、事前対策として個人、家族でのホテル避難は多かったと耳にしております。我が南関町の一部の人は近辺のホテルに予約の問い合わせをしたところ全て満杯で避難しようにも避難できなかったそうです。災害の被害を抑えるには先ほども言いましたが事前対策と災害が発生したときの緊急対応が重要です。町の災

害対策では災害に準じて本部対策を立ち上げられ職員の配置、町民への周知徹底など迅速な対応が行われております。近年従来の経験をはるかに超えるような豪雨災害が発生しております。被害に遭わないようにしなければなりません。そのためには先ほども言いました今回の災害の対応について検証を行い、そこから得られる教訓を踏まえ必要な見直し、災害防止に活かすことが重要です。

そこで新型コロナウイルス感染症の終息が見えない現状の中、今年の災害対策と検証について①としまして、庁内の災害対応の取り組みの現状を尋ねます。次に②では避難経路の整備の検証を尋ねます。最後の③では避難所運営の課題と検証を尋ねます。

この後の質問は、自席より行いますのでよろしくお願いします。

○議長（橋永芳政君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番境田敏高議員の町の災害対策について、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況の中、今年の災害対策の検証について尋ねるについての質問にお答えいたします。

まず、一つ目の庁内の災害対応の取り組みの現状を尋ねるにお答えいたします。町では、毎年国の防災基本計画に基づき県の地域防災計画を指針とし、町の地域防災計画を策定し、災害の予防、災害発生時の応急対策に取り組んでおります。この地域防災計画の中で災害の発生が予測される場合の災害対策本部の設置や職員の配置計画を作成しております。今年の7月豪雨につきましては、7月6日の15時から18時までに226ミリを計測するなど1時間平均56ミリの豪雨が3時間連続で降っております。いわゆる線状降水帯が発生し、猛烈な大雨が長時間降り続き、道路の冠水、河川の氾濫により甚大な被害をもたらしました。

このことを踏まえ今後も同等、または同等以上の大雨が降り災害が発生することも想定されますので、この地域防災計画の早急な見直しを行い、体制の整備を行うこととしております。

また、この地域防災計画の災害の予防、応急対策の基準となる現在の町のハザードマップにつきましては、100年に1度程度起こる2日間で530ミリの雨を想定し作成したものであり、今回の7月豪雨では1日で556ミリの大雨が降っていることからも早急な見直しが必要であると考えております。県河川の浸水想定は県の業務となっており、県は昨年度末に関川の流域に1日に993ミリの大雨が降った場合の浸水想定区域図を作成し、本年8月にその情報を町に提供しております。これを基に町のハザードマップの見直しを行う計画であります。

次に二つ目の避難経路の整備の検証を尋ねるについてお答えします。先ほど述べ

ましたとおり今回の7月豪雨では線状降水帯の発生により猛烈な大雨が長時間降り続き、国道や県道が冠水し通行できない区間が多数発生しております。特に中山交差点、落合交差点、長山の橋本土木前の県道につきましては、大雨のたびに冠水し通行不能となりますので、今回の防災行政無線のデジタル化にあわせてウェブカメラを設置し、道路状況の確認を行い、付帯する防災アプリによりその情報を住民の皆様に提供できるようにしたいと考えております。

また、現地の関係者の方から提供いただいた浸水箇所や通行不能箇所等の情報をリアルタイムでほかの住民の方々と共有できるようなシステムを検討しております。

最後に、避難所運営の課題と検証を尋ねるについてお答えします。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため各避難所での受け付けの際、検温や手指の消毒、マスクの着用の徹底をお願いし、新型コロナウイルス感染症に関する問診票を作成し、風邪の症状や過去2週間の海外渡航歴の有無など8項目の問診を行いました。

また各避難所で体調不良者が発生した場合に対応するための福祉避難所を交流センターに設置し、保健師の配置を行いました。避難所での3密を避けるため間仕切りや段ボールベッドの購入、寒さ対策として使い捨て毛布、暑さ対策としてスポットクーラーなどの購入を行っております。今後は、飲料水や保存食の備蓄を行うとともに、車中にて避難される方に対する配慮も必要になってくると考えております。

以上お応えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また詳細につきましては担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 再質問に移ります。特に今年の災害、また事前避難でいろんな教訓を持たれたと思います。急激な豪雨災害でほとんどの方はまさかこれほどの浸水になるとは思っておられなかつたと思います。災害にまさかはないと思わなければならないと言いますが、改めて考えなおすその教訓を与えました。町もうだと思います。その教訓を活かし住民を守るために地域防災計画の見直し、またハザードマップなどの災害対策を今以上に取り組んでいると、今町長が答弁されましたので、再確認させていただきました。そこで、最初の庁内の災害対応の再質問ですけど、冒頭でも言いましたが新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中での災害対策ですけど、感染症対策ですね、オンライン、などの取り組みはどのようになっていますか。またよろしければ来年新庁舎ができますけど、それに向かっての取り組みもよろしければお尋ねいたします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 現在、新型コロナウイルス対策用のBCP計画を作成して

おります。その中で災害時でも対応できる体制を検討していきたいと考えております。また、各避難所それから新しい庁舎でございますけれどもWi-Fiの環境を構築してタブレット等でのいろいろな指示等ができるようなそのような環境を整えていきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 災害時に迅速に対応できる災害対策、今言われましたけど一生懸命取り組んでおられると。しかし、今私が先ほども言いますけど、やっぱり皆さんもそうですけど心配されておるのは新型コロナの感染症ですね。一人でも感染されれば、大きな支障がでます。常にこれで万全だと思わず、災害対策に取り組んでください。昨年の6月の議会で一般質問で、国は豪雨災害の教訓を活かすため警戒レベルを運用しましたので、町内の外国人労働者に対しての情報伝達などの取り組みを尋ねましたが、その時点ではまだ取り組んでいないとの町長の答弁でしたが、現時点で災害避難所の対応、また担当所轄はどのような取り組みになっておりますか。お尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 外国人向けの避難所のマニュアル、特に南関ではベトナム、中国、フィリピン、タイ等の方々が多うございますので、そのマニュアルを作成いたしまして、雇用主または避難所などに設置できるように用意していきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 先ほど鶴地議員も言われましたけど、ポケトークですか、あれが本当はあればいいと思いますけど、なくてもせめて避難所に来られたら簡単な意思疎通もできるような対策をとっていただきたいと思うとですよね。昨年5月時点で外国人労働者ですか。登録者は160人と言われましたけど、つい2、3日前坂田課長からお聞きしたんですけども、現時点では143名と今年はコロナの関係で少ないということもお聞きしました。この方々が、災害が仮に発生しても安心できるようにしてください。帰国され災害起きても南関町では無事に南関町はよかったですと言われて、国際親善にも大きく私は貢献できると思いますので、その点よろしくお願ひしとります。

次に、避難経路の整備の検証に移ります。今年の豪雨で道路への浸水、また土砂崩れが起き、避難できない、また外に出にくい現状があがっております。県道、町道にかかる土砂崩れの対応は早いんですが、町道まで出る里道などの生活道路は自分たちでしなければなりません。地域で共助ができるところはいいのですが、特に限界集落も多いのですけど、そういうところは厳しい現状があります。災害が発生

してもまた災害後も生活に支障が出てきております。土地の持ち主に言っても対応できない。また、地主がわからない。土地を相続をして土砂崩れまた大木が倒れ危険を及ぼすことを知らない人もいると思うんですよね。これは、町は個人の問題として捉えることはできないはずです。この方々に対してどのような御指導を行っておりますか。お尋ねいたします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 治山事業とか地がけ事業あたりで対応できない場合等でございますけれども、所有者等が不明な場合等もございますけれども、極力所有者等に対応していただくようにお願いをしているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） この問題は司法に携わる人に相談したら、土砂崩れで人が死亡され土地の持主に8,000万円の損害賠償の事例が出ていますよと言われたそうです。こういうことにならないようにしっかりと指導してください。また、7月豪雨で浸水した箇所はここまできたと忘れないためにも目印などを私は提示したがいいと思います。

さて、自力避難が困難な高齢者や障害者の方々のいわゆる災害弱者ですね。この方々の遅れが後を絶たないことを受け、来年の通常国会で災害対策基本法を改正する方針を固めております。今まで一人一人の避難方法を事前に決めていく個別計画ですかね。これは今まで努力義務だったんですけど、それに加え作成に努めなければならないとの規定を追加する方針です。避難経路の整備が十分でなければ個別計画もできません。関連性があると思いますので、お尋ねします。どのように取り組むようにしていますか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 災害時の冠水で通行が不能になるような箇所が多数ございますので、その大きな箇所につきましては、ウェブカメラ等を設置いたしまして確認を行い防災アプリ等でその情報が発信できるように整備をしていきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） ここで、一般質問の途中ですが、10分間の休憩をとります。

—————○—————

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

—————○—————

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でありましたので、これを続行します。

福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 先ほどの質問の中で個別計画の話がありましたので、福祉課のほうから説明と言いますか、考えを述べたいと思います。

現在、南関町においても要支援の登録申請書は個別計画を兼ねたものとしております。今後議員がお話のように努力義務ということで今後なりますので、更に区長さん、それから民生委員、それから各自主防災組織の関係者の方と連携を密にして要支援の方の災害時の避難誘導等について個別計画を今後とも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 今、島崎課長も言われましたけど、作成に努めなければならないとなつとつですよね。努力義務じゃなかつですよね。そこは一言付け加えておきます。災害弱者の方は日頃からケアに携わる福祉関係者との関わりが多いと思いますので、そちらのほうの方々とも協力して進めてください。

最後の避難所運営の課題と検証に移ります。最大級の警戒が呼びかけられた台風10号ですね。九州山口の市町村が開設した5,854カ所の避難所のうち507カ所収容人数を超える住民が集まったとの報道がされております。この定員超過が起きた要因の一つはやはり情報発信の不足と言われております。災害避難ですね、住民が密集するのを防ぐため国は混雑状況をホームページなどで発信することも自治体に要請しております。我が町で避難所での密はなかったようですが、今後密が起こらないとは言い切れません。どのように進めてまいりますか、お尋ねいたします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 今回の避難につきましては、それぞれの避難所の受け入れ人数を制限しておりました。しかしながらオーバーすることはありませんでした。ただ、今後はそれぞれの避難所の情報をホームページで公開したり、防災アプリのほうで発信できるようにしてきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 荒尾市では9月の台風接近の避難所が混雑した経験を踏まえ、避難所の運営訓練を重点的に行い、課題を探られております。訓練後の報告会では受付時に3密状態になったとか、子どもたちが遊べるスペースが必要、更衣室や簡易トイレの場所は男女離したほうがいいなどが挙がっております。

我が町で先ほど冒頭でも言いましたが、仕切り板がない、着の身着のまま毛布もかけず床板張りの上で寝ていた高齢者がおられたとのことでしたが、当然避難所担

当者からの報告はなされているはずですが、ほかにどのような報告を受けておりますか。お尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 今回部分的には飲料水等の配置を行っておりましたけれども、ほとんどの避難所で飲料水それから非常食等の用意をしておりませんでしたので、今後検討したいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） つい立てを設置していないために部屋の中央は誰も寄らずに壁際に避難者が壁際に沿って偏っていたそうです。やっぱり密を避けるためにもつい立ては行ってください。それと私も避難された人から避難所の現状、対応を尋ねてそれを町以外の人々に話しましたところ、やはり南関町は遅れているなと言われました。

今まで南関町は大規模災害が起き、何日も避難生活が続いたことがないからだと私は思っております。しかし、災害は必ず起ります。備蓄倉庫はいっぱいできておりますけど、各避難所に先ほど何か水を配ったようなこと言われてましたけど、あれは各避難所に水とか毛布、簡単な非常食は置いてあるんですね。それとこの前も台風事前避難のときですけど、配布は水とか非常食は配布されなかつたことも聞いておりますけど、そのところもう一度お尋ねいたします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 今回配布しました水につきましては、寄附をいただいとった分のを配布しております。今後水、それから食料については備蓄をする方向で予算を要求していきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 避難所での配布はなかつたんですね。今ちょっと聞いたら避難所で配布されたのかなとちょっと理解しましたので。なるだけなら避難所にも簡単でいいんですけど、小さいペットボトルでもいいですから配布するようにしてください。こういう配布ストックは水の問題なんか、他の自治体はどのような取り組みをされておりますか。調べておられますか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 調査をいたしましたところ、近隣の大牟田市、それから荒尾市、玉名市につきましては、水、食料、毛布、それから仕切り、段ボール等はほとんど用意されております。ただ、町につきましては、まちまちでございまして、水を用意してないところが1町村、それから毛布がないところが1町村、また食料等につきましては2町村ほどが用意をしてありませんでした。また段ボールベッド

につきましては、全町、町のほうはまだ用意ができるないような状況でございました。当町もなかなか1回目の豪雨のときには、まだいろいろな段ボールの仕切りとか段ボールベッド等の用意ができておりませんでしたけれども、一応台風のときにある程度の用意はし、今後また不足する分については用意していきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 安心して避難できるよう、配布もしてください。町の施設の避難所のふれあい広場それと交流センター、うから館は3密対策がなされております。うから館は衛生対策が立てられております。これは地方創生臨時交付金での対策ですけど、ほかの避難所の対策が見当たらないようですけど、中にはトイレが小が一つ、大が一つがない避難所もあります。ほかの避難所もやはり潤うようにすべきです。町民の意見が反映されてないみたいですが、いかがですか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 現在、用途別ではございますけれども大体15カ所ほどの避難所がございますので、その状況を再調査いたしまして不足する分につきましては、予算のほうを要求していきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 早めにお願いします。今まで避難所としていた町の施設が使えないところがあります。避難しようにも時間を要する施設に避難しなければなりません。突発的な災害では避難できません。また住民の方々にもお知らせも行き渡ってないようですけど、どのような取り組み進め方されていますか。進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 今回突発的な災害等の避難所と言いますが、まずは地元の公民館等が考えられますが、自主防災組織とも協議しながら最善の方法を検討していきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 最善なあれて言われますけど、本当に起きた場合は遅いんですね。この前7月の豪雨で総務課に問い合わせたところ、そこは大体避難所になっているんですけど、そこは避難所になっていないので使用できないと言われたそうです。このときはすでに3名の方が避難されていたそうです。また台風10号のときも同じことを言われたそうですけど、そのときは避難所の上にため池があるために避難所としては使用できないとの返答を受けられております。それを踏まえ、地元役員会での今後の協議をされておりますけど、そういうところをまだ把握

されていないんですかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 四ツ原集会所のことだと思いますけれども、集会所の上にため池がございます。ただ、このため池でございますけれども、前回調査をいたしましたところ、危険ため池ではないということでございます。

ただ、地震や水害の場合は施設のすぐ上にため池があるということは、あまり適さないようなところでございますので、対応について今後検討が必要だと考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい。それを聞きまして安心しました。今温暖化の影響で大雨が降る頻度は九州北部豪雨の1.5倍、西日本豪雨の3.3倍に増えたと分析結果が明らかになっております。先月も夏日が数日続き、温暖化を感じております。雨量は豪雨の頻度が高まっていると言っても過言ではありません。先ほど避難所は大丈夫だと言われましたけど、やはり池から6メートルも離れていないし、水面よりか下なんですね。避難所が。先ほど名前言わされましたから私も四ツ原集会所と言いますけど、避難される人は本当は安心ができないと思うんですよね。それが大丈夫ですよと言えるようにあそこに皆さんにわかるように言ってもらいたいんですけど、町長どうですか。今度早めに調査して、いやもう大丈夫ですから、避難してもいいですよとお墨付きじゃないんですけど、町長が住民さんに安心できるような態度を示してもらいたいんですけど、いかがですか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 総務課長の答弁にもありました、危険ため池ではないということではありますけれども、今回もそうでしたけれども、想定以上の雨が降った場合にそのため池が安全であるかということを確認しなければそれは言われませんので、その状況によって異なってくると思いますので、簡単に安全ですよということは現在のところは言いにくいと思います。それが今の状況を変えるということであればため池の法面改修とか必要になりますので、そういったことをする以外は簡単に安全ということはなかなか言えないんじゃないかなと考えます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 言われんとすることはわかっとつですね。ただ本当に真上に避難所より上に水面があるもんですから、やはり安心を与えるためでもそう言ってもらえるならいいかなと思ってちょっと質問しただけです。自然災害でため池が決壊すれば人的な被害が生じる恐れがある防災重点農業ため池ですね。この改修工事、推進自治体への財政支援を強化すると言われております。これがこれに該

当するかどうかわかりませんけど、何度も言いますけど池の下に公共施設もあります。防災計画で地区ごとに避難所を設けるようになっていると思いますので、どの地域に住んでいても災害時には身近に安心して避難所が使えるようにすべきです。四ツ原の集会所も特にお願いしとります。安心して避難所が使えるようにですね。

ではまとめに入ります。地球温暖化と多発する異常気象については、その関連性を裏付ける研究結果が多く出されております。未来を担う世代に持続可能な社会を残すためにも災害の要因とみられる温暖化対策として災害に強いまちづくり、温室効果ガスの削減も設けなければなりません。災害はいつ起こるかわからない。必ず起こるという心構えを日頃から持つことが重要です。災害対策基本法で、災害時の対応は第一次的には町が行うことになっております。国、県はバックアップする位置付けになっております。毎年、全国各地で災害が発生していますが、我が身と想いですね、教訓として活かさなければなりません。住民のための災害対策、対応、また災害に対する研修などを町職員だけでは厳しいものが生じます。対応できなくなります。我が町では地域防災組織もしっかりと取り組まれております。先月南閑町では先ほど町長も言わされましたけど、町内の防災士の会が発足し、総会が開かれております。この中には防災スペシャリストもいると聞いておりますので、この方々とともに住民の命、安全を今以上に守ってください。これも町長の使命です。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（橋永芳政君） 以上で、11番議員の一般質問は終了しました。

続いて、2番議員の質問を許します。

2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 皆さん、こんにちは。2番議員の北原です。11月14日にコロナに負けるなどの思いを込めたエール花火が豪雨災害からの復興の願いも新たに加わった形となって町内4カ所で打ち上げられました。多くの町民の皆さんからは感動した、元気をもらった、町民のために動いてくれる人がいる素晴らしさを感じたなどの多くの喜びの声が聞かれました。費用は全て、寄附金により賄われ、窓口を行政が担っていただいたことでスムーズな運営ができ、行政と一体となっての町民の町民による町民のためのイベントとなったと思います。様々な行事やイベントが中止となり生活の制約と我慢を強いられている中、町民の皆さんに勇気と希望まさにエールを届けることができたと思います。同時に町民のために動いてくれる人たちがいるという声は南閑町の良さと魅力を表していると思いました。この良さと魅力を私たち大人が子どもたちにちゃんと伝えていくことが大切であると感じます。ただ花火が上がった、綺麗だったで終わるのではなく、寄附した多くの人の思いがあり実現のために動いた人がいることに気づくこと、知ることで故郷を愛す

る心、誇りに思う心が育まれていくのだと思います。

しかしながら、現在第3波が拡大しコロナ禍の終息が見えない中、私たちの生活様式は大きく様変わりしようとしています。コロナに翻弄された1年になってしまった。今回はウィズコロナの時代に生き残りをかけて闘っている商業者の皆さんの中として質問してまいります。

まず、大項目の一つ目は南関町の商業振興策についてです。質問の要旨1 ウィズコロナの時代の商業振興策及び支援策について。これまで行ったものとその結果、また今後予定しているものとその目的について尋ねます。2 新庁舎移転に伴う商店街のビジョンについて町長のお考えを尋ねます。大項目二つ目は2018年12月定例会で質問した町内教職員の労働実態について再質問いたします。この2年間で学校教職員の働き方改革についての報道が増え、学校現場の働き方の実態が社会一般に認知されてきたように感じています。今回は質問の要旨として1、2020年1月17日に文科省より告示された公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針の内容が、2年前に質問した内容と重なる部分が多くありますので、この告示に沿って2年度の進捗状況、変化というものを尋ねしてまいります。この告示の鑑文には教育委員会は所管の学校に対して本件について周知を図るとともに十分な指導助言を求めるようにと記してあります。現場の先生方への周知が十分になされたのかお尋ねします。2告示に掲げてある在校等時間の上限時間について、土日勤務者の記録について、また持ち帰り業務についてそれぞれの現状を尋ねます。3労働安全衛生法にのっとった労働職場環境の整備、特に休憩時間の確保、休憩室の整備等について尋ねます。

この後の質問は自席にて行います。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（橋永芳政君） 2番議員に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 2番、北原浩一郎議員の南関町の商業振興策についての質問にお答えいたします。

まず、一つ目のウィズコロナ時代の商業振興策及び支援策について問うの質問にお答えします。新型コロナウイルス感染症は昨年12月に中国で新型コロナウイルス関連肺炎の事例が報告されて以来、瞬く間に世界中に蔓延し国内においても2月初めての感染者が確認され、その後急激に感染者数が増加してきたのを受け、学校的休業要請、4月16日には対象を全国に拡大した緊急事態宣言が発令され外出の自粛、移動制限、感染防止に必要な協力要請が行われるなど見えない敵との闘いの中、1年近く経った現在も患者数は増加し続けている状況であります。

このような中、経済活動は停滞し、社会生活も制限を受け、新しい生活様式の中での社会活動を余儀なくされ、本町におきましても本年3月の古小代の里陶器・梅まつりや4月の関所健康マラソン大会、11月のふるさと関所まつりの中止を始め、各種行事の開催中止や制限を余儀なくされるなど、その影響は計り知れないものになっております。町としましても新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、どのように新型コロナウイルスとうまく付き合いながら経済活動を行うことができるかということを考えておりますが、財政面からも町単独での支援は厳しい部分もあることから、国の地方創生臨時交付金を活用し、「なんかんトップ商品券交付事業」を実施し、町民一人あたり5,000円の商品券を交付いたしました。また、「なんかん泊まって応援キャンペーン」として1万円以上の宿泊代金に対し、5,000円の補助を行い、町民の皆様にも御利用いただくとともに、多くの町外者の皆様に御利用いただいたところです。

町内事業者の感染予防対策支援事業としては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため3密回避や新しい生活様式に取り組むための設備導入補助とし、事業費の4分の3を上限として20万円の補助を行っております。その他にもふるさと関所まつり中止に伴いまして、まつりへの出店売上等が見込めなくなった店舗であることから、まつり実行委員会の主催により12月1日から3月18日までの期間で「なんかんトップ！関所の里シールラリー」を開催しております、対象店舗で500円以上のお支払いに対し、シール1枚がもらえ5店舗分を応募はがきに貼って御応募いただきますと、抽選で108名様に1万800円分の特産品詰め合わせが当たる事業を行っております。本事業は店舗利用による商業者支援また賞品である特産品の活用により商業者のみならず農業者への支援にも繋がるものと思っております。

また、日頃から心がけておりすることとしましては、町で使用できる物品等の購入についても町内で調達できるものは町内事業所を活用するなど現在できることは限られてはおりますが、今後も続くと思われる新型コロナウイルスとのどのように付き合いながら経済活動を停滞させないようにしていくかということを念頭に置き、立ち止まることがないよう議会の知恵もお貸しいただきながらしっかりと対応していきたいと考えております。

次に、庁舎移転に伴う商店街ビジョンについて問うの質問にお答えいたします。庁舎移転に伴い町道も新設し、人、車の往来も変わってくると思いますが、これは商店街にとりましても大きなチャンスであると考えております。将来的なビジョンにつきましては行政が一方的にビジョンを描くのではなく、まずはその地域で暮らしている方、商業者がどのような商店街にしていきたいのか、またTMOなんかん

委員会もございますし、委員会には町職員、商工会も出席しておりますので、しっかりと意見交換していただき、構想を練っていただくことも重要ではないかと思います。

町としましてもふるさと関所まつりや関所健康マラソン大会の開催については、商店街を利用して行うなど活性化に繋げたいと考えておりますが、持続的に魅力ある商店街にしていくためには先ほども申しましたが、住民や商業者の想いややる気が重要であると思っております。町内では商店数が減少してきておりまして、買い物に困られている方も多くおられる現状の中、商店街は重要なまちづくりの拠点であると考えられますので、今後も町の活性化のため皆様の御意見を取り入れ魅力ある商店街を共に作り上げていきたいと考えております。

次の2018年12月定例会で質問した町内教職員の労働実態について再質問するについては教育長よりお答えします。

以上お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 2番、北原浩一郎議員の2018年12月定例会で質問した町内教職員の労働実態について再質問するにお答えします。

まず、2018年12月町議会での北原議員と同年6月町議会での中村議員の御質問は、2019年度から取り組み始めました文科省の業務改善加速事業受託のきっかけとなった御質問でございます。

県教委からの公募には町内全教職員の勤務実態の把握や勤務時間の管理を始め、ICT活用による業務改善等に総合的に取り組む実施計画で応募し、町は令和元年度熊本県業務改善加速のための実践研究事業の重点モデル地域として本事業を実施することになりました。

事業推進にあたっては、外部有識者や県教委者、県教育関係者を始め町内全小中学校長や教頭、教務主任、事務職員の代表で構成する町業務改善検討委員会を組織して年3回の会議を持ち実施内容の検討を始め、その取り組みの評価検証、あわせて町小中学校業務改善の方針計画の策定を行ってまいりました。

御質問の文科省より公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の服務監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が、2020年1月17日に告示されているが現場の先生方の周知について問うにつきましてお答えします。

本告示につきましては、県教委の学校人事課長名で、同年2月5日付で通知がありその翌日の6日には、1年間の業務改善の取り組みの成果や課題等を取りまと

める第3回町業務改善検討委員会を開催したところでございます。

その中で、指針の内容についても説明をし、年度当初から学校に提示している業務改善方針計画案にその内容が盛り込まれていることを確認し、最終的に町の小中学校業務改善の方針計画として策定していただき、本年度スタートからこの方針計画のもとで業務改善を進めてきたところでございます。

次に、2の告示にあります3項目の現状について。まず上限時間とされています土日を含めた1カ月の時間外在校等時間の45時間を超過している教職員数で各学校の勤務実態の現状を見ますと、昨年度は各学校7月以降、過労死ラインとされています80時間超過者はほとんどなくなり12月以降は全学校0でした。40時間超過者の数も減少傾向にありましたが、教頭をはじめ一部教職員に固定的かつ常態的な傾向が見られ、その原因の一つとして教職員の意識改革が進まないことも挙げられたところでした。本年度は始業早々からコロナ禍で臨時休業となり4、5月の40時間超過勤務者は昨年度に比べ減ったもののどの学校も数名ありました。本格再開となりました6月からは新たな業務として消毒作業が加わりましたが、学校独自の実施や地域の協力を得るなど、学校の取り組みに違いもあり7月までの2カ月間の45時間超過勤務者数は昨年度より増えた学校、減った学校と学校により推移が異なっていました。8月の45時間超過勤務者が小・中で各1人あり、夏季休業の短縮の影響と考えています。9月からは消毒作業委託のスクールサポートスタッフを全校に配置して対応するようにしましたが、9月は小学校1校と中学校で80時間超過勤務者数が各1人ありました。10月は小学校2校で3人、中学校で2人の85時間超過勤務者があがってきました。これはコロナ禍という特別な状況の中で、学校行事や部活動等の実施に向けて今できる最善の方法を検討したり、また合意形成の時間とに多くの時間を費やしていることが大きな原因ではないかと考えているところでございます。

持ち帰り業務の現状については、年度当初のコロナ禍による臨時休業期間中は在宅勤務を進めたこともあります、個人情報に関係のない授業づくりに必要な教材研究に指導書等を持ち帰って仕事をする教員は多い状況にあるなどの報告を受けています。

3の労働安全衛生法に則った労働職場環境整備の休憩時間の確保については、小学校は全校で一括して昼に45分、中学校は昼35分、夕10分の分散で割り振られています。ただ、完全確保に努めている学校もある中で、その時間に連絡帳の記入や採点を行っている職員も見られ、完全に確保できているとは言えない旨の報告もあっております。

休憩室の整備については、男女が気兼ねなく休憩できるように空き部屋と別室の2部屋の使用を認めている学校が1校、ほかの学校では整備があまり進んでない状

況にあります。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） ありがとうございました。それでは、まずは商業振興策いうところから質問をしていきたいと思います。

現在、南関町の小売業、現況どうあるかということで調べてみましたが、平成14年、18年ぐらい前ですかね。事業所数は172社ありました。従業員数が742人、年間売上高が83億円をちょっと超えるぐらいありました。そして最新のデータとしては平成30年が最新のデータとなりますが、事業所数が89社、48%の減、従業員数が444人で40%の減、年間売上高が59億9,000万円で約28%の減ということでこの18年間で小売業の減少、衰退というところが如実に現れています。まずはこの小売業の現状を、数字を聞かれてまず町長の感想をお聞きしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 小売業の衰退というかそういった言葉で表現されましたけど、小売業に限ったところで言いますとそういった数値であると思います。ただその数値がどこまで含んだ小売業なのかというのがはっきりしておりませんので、その部分が定かではありませんけど、全ての小売業は町内の小売業が一番どこが入っているかというのが一番問題でありまして、ただ私たちが普通感じているのもこの関町商店街ですけれども、その他の商店についても随分減ってきたなというのはしっかりと感じているところであります。

ということで、やはりそういった地域を成すような商店街がなくなってきたというのも事実でありますので、そういったものが町内の現在の商店に買い物等行かれるのかじやなくて、いろんな町外のある程度大きな所に流れているというのが事実かなと感じます。売上のかなり減っている部分も恐らく人口減にあわせてその確かに消費全体でも減るかもしれません、そういった町内で買えない分、そういったものが町外にいってるんじゃないかなと思いますし、やはり一番大きな原因というのは、やはり人口減少、そしてそういった自分たちが必要な部分が町内にない、買い物ができないようなところがあってそういったものが生じているかなと思いますので、どちらが先かと言うと非常に難しい所でありますけれども、やはり消費者が十分満足できるようなそういった商店が少なくなってきたいるのも事実でありますので、やはりそういった整備を図る、今からはもうなかなか難しいことかもしれませんけれどもそういった町民のニーズに合ったような商店を残すということが、こ

れからの道筋になるんじゃないかなというふうには感じます。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） ありがとうございます。率直な感想を聞かせていただきました。本当に小売業というのは、様々な要因があります。高齢化、それから後継者がいないというところもありますし、まだモータリゼーションの発達とか様々な要因がある中で、南関町はよそよりも随分と減り方は速いのかな多いのかなというまずその印象があります。今回、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が国が出されてますが、この実施計画がこの前全協のほうで説明をいただきましたが、その中でこの実施計画というのはどこの部署で作られたのか。どういうふうな、どのように32の事業が計画されておりますけれども、この計画を作られたというところのお聞きしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） この実施計画についてはまちづくり課が窓口となっております。ただ、計画策定には幅広い事業が掲載されておりますので、当然各課に投げかけを行いまして、それによって各課からあがってきた事業を査定を行って実施計画に掲載しているということです。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） この計画事業を見ると、商業者向けというものが少ないなどというのが第一印象なんですけれども、まず利子補給、事業継続に困っている中小企業向けの借金の利子を補給というのがまず事業の中にあります。そして先ほど町長が紹介されたようななんかんトップ商品券ですかね。これは生活に困っている世帯や個人への支援という項目の中で、この事業がなされたということでありまして、これも小売業向けの事業ではあるかなと思います。

また、なんかん泊まってキャンペーンですかね、なんかん泊まって応援キャンペーン、これも事業なされました、対象となる事業所が2カ所しかなかったということでかなり限定的な事業であったということで、どうみても広く商業者を支援するような項目がないなど。特に飲食業とか本当に困っているところ向けのものが全然ないというところで、この商業者と言いますか、商工業も含めてそういう関係者、商工会との協議というのはなされたのかというところもお尋ねしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 今言われた飲食業ですが、その辺の影響についても商工会あたりには話はいたしております。計画を作る段階ではですね。その中の判断としてこういった実施計画としております。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 具体的にはどのような話になったのかお聞かせ願いますか。なかなか商工会と話をしてもなかなかそこ辺の連携がうまくいってないなという印象があるんですけども、実際事業としてあがってないということなので商工会からはどのような話が出たのか教えてもらっていいですか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 国の持続化給付金というのがございまして、持続化給付金と言いますのは、前年比50%以上の減益というのが条件にあります、その辺についても商工会あたりには確認をいたしております。その中で1回答弁でも答えたと思いますが、1事業者が該当しているということで、その他についてはそういういた持続化給付金の申請はあっていませんよということでした。ニュアンス的には商工会のほうとしても計画書の中にいれてくださいというような要望もあがつてませんでした。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 先ほど町長の答弁の中で独自の救済案もするのはなかなか難しいという言葉がありました、やはり飲食業の苦境というのは明らかであります。どこよりも一番厳しいのではないかなと思いますし、本当に独自の救済策というか、そういうものを国の施策に該当しない対象とならないような事業者さんもあるかもしれませんので、そういう方を救うというところがこの臨時交付金の一番の目的ではないかなと思いますので、そこら辺の飲食業をピンポイントということはあれかもしれません、飲食業向けの支援を検討ということはいかがでしょうか。検討していただきたいと思うんですが。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 飲食店ピンポイントというのも一つの方法かもしれません、これまでにもなんかんトップ商品券、それと今回のシールラリーですね。そういうものについても飲食店ほとんどの商店が参加していただいておりますので、非常に効果は出るものだと思っております。ただ、その全体の額が1件に対してどうかということはまだなかなか見えないとこはありますけれども、こういった事業が一番生きてくると思いますので、独自の事業というのがそういったものが要望があるとするならば、商工会からも飲食店業からも御相談いただければ十分いろんな検討はできると思います。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） わかりました。ありがとうございます。まだまだ声を拾いきれてない部分がたくさんあるのかなというふうにも思います。今シールラリーが出ましたので、シールラリーのお話もちょっとお聞きしたいんですけども、な

んかんトップ商品券の対象店が125店ほどあって、今回49店非常に少ないですね。何で49店なのかというところもちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） このシールラリーについての結局申請制にしております。一応こういった事業をしますよという案内は差し上げました。周知方法としては防災行政無線、またホームページで周知をいたしまして、結果として49店舗の登録があったということでございます。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） そうらしいですね。やはり知らなかつたという確かに受け取り側の小売業側の受信の仕方が悪かったことがあるかもしれません、しかしせっかくこのシールラリーというものを先ほど町長が述べられた目的をもつて事業を実施するならば、せめて全てのトップ商品券に該当した対象の店にこちらから参加してくださいという声掛けは絶対必要じゃなかつたかと。半分以下の店舗で本当にですね、参加してなかつた店が知らなかつたという不満と不信が今すごく聞こえてるんですね。ですので、期間が3月の中旬くらいまであるということですので、まだ始まったばかりですので、追加で店を増やすということもこれはあつていいのかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） そういう要望が議員のほうにも話されているということですので、これはまつり実行委員会で主催をしてやっている事業ですので、実行委員会の中でもう1回協議をしていかせていただきたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） ぜひ、ここは改善していただきたいと思います。やはり民間と行政は一緒になってやるということがこれからの方道ですから、そういうマイナスの思いを作らないそのような方向で向かっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、町長が先ほど地元から購入するということを大切にしていきたいという答えがあつたかと思いますが、本当にその通りだと思いまして、地産地消という言葉を私も昔から使っておりますけれども、地産地消というのは地元で生産されたものを地元で消費するということですけれども、私が言う地産地消の地産の産は予算の算で地元の予算は地元に落とすということを強く昔から言つたわけですけれども、ぜひ町長も実行されていると思いますけれども、本当に今商工業随分と体力的に弱っていると思いますので、町が行政が地元を見ているというその視点があるだけでも商工業者は元気になります。活性化の起爆剤になると思いますので、ぜひそれはどんどん推進していただきたいと思います。

次に、商店街ビジョンについていきたいと思います。田町筋は新しい交差点もできて住宅も移転し本当に様変わりしてしまいました。商店街の店舗も本当に減り続けておりまして、店主が亡くなったりいろいろと後継者がいないということも先ほど言いましたけれども、その通りで田町筋だけでもJAや金融機関入れても16店舗というふうな感じですし、役場下の通りも熊本銀行が撤退しましたし、図書館を含めても8店舗ほどしかないという中にあります。先ほど中心市街地と言いますかね、ここの経過について町長の画をお聞きしたかったんですけれども、やはり行政主導ではなくて地元の声をということで言われましたが、その通りなんですが、しかしもう庁舎が移転し、新しい先ほど町長はチャンスと言われてましたけれども、本当にこの条件をチャンスとして捉える方向で、今まで以上に行政と地元が一体となって話を進めていかないといよいよ手遅れというところまでできているなと思いますので、このタイミングなんですけれども、このタイミングだからこそ新しく今まで商店街は年間初市とか夏祭りぎおんさんとか関所まつりとかあと100円商店街とか、いす-1グランプリとかあとはスタンプラリーとか神社巡りとかいろんなことをやってきました。ソフト事業を中心にやってきました。しかし、ソフト事業はいくらやってもなかなかそのときで終わる、賑わいの創出にはなるけれども、継続というところを見ればなかなか難しい面があって、やはりこれを商店街が町の重要な財産なんだというふうな位置づけにすれば、やはりこれからはハード事業と言いますか、そういうところも含めた話し合いの場をこれから作っていく必要があるなということを強く思っております。

その中でコンパクトシティ、策定委員会がこのところずっと開かれておりません。コンパクトシティの中での話し合い、その協議もこれからすごく反映されていくところかなと思いますので、コンパクトシティの策定委員会と商店街の者たちでそれぞれの話の場、そしてコンパクトシティの進め方もあると思いますが、コンパクトシティはこれから進め方どうなるんでしょうか。ちょっとお答えください。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） コンパクトシティと言いますか、現在、庁舎周辺の整備を進めておりまして一つの大きな方向性は、庁舎周辺で一つ完成段階が近づいてきているかと思いますけれども、その次に私ども考えておりますのが、その後のうから館の活用、そして役場庁舎跡の活用、図書館、そういったものがありますので、そういったものをどうしていくかというのがこれからは課題になってくると思います。

ということで、私たちの町内においてはこれからそういったものをどうするかという検討委員会、組織を作ってプロジェクトチームを作って、そういったものを検討していくという段階に入ってきたということで認識しております。ということ

で先日もそういった指示を出しましたので、これからは庁舎周辺のそういったものをいろいろなことで考えていくということで進めていきたいと考えておりますので、商店街の皆さんもいろんな考えがあると思いますので、そういったところで行政が考えていくところ、そして商店街の皆様、そしてコンパクトシティ全体で考えるところということで連携をする必要はありますので、いろんな場でそういったものを出し合って、これからの進め方をどうするかということを考えていく必要があると思っています。

ただ、私が今考えておりますのは、今北原議員はソフト面は今まで自分たちもやってきたけどハード面をということで言われますが、商店街のハード面、現在の田町商店街等も含めてですが、私はその建物を取り壊してまでそういったいろんな商店街の開発をしようかという考えは現在のところは持ち合わせておりません。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 様々これからの進め方をお答えいただきました。ハード事業と言いましても、もちろん取り壊すということよりも空き店舗の利活用、リノベーションということもあるかと思います。様々なところを、実際予算を使いながらの事業というものをこれから考えていく必要があるということあります。この話をコンパクトシティがもし進んでいたら、この地方創生臨時交付金の中で商店街もWi-Fi環境を整備するということもひょっとしたらこの中でできたんじゃないかなということを思ったもんですから、なかなか臨時交付金の話し合いの場の中にどこで作られたか、そしてまたコンパクトシティの中でもっとその話しができていれば、そういうチャンスも活かせたのかなと思った次第がありました。

今商店街はこういう状態ではありますけれども、まだ南関町で起業したい、店を開きたいという方は実際きているんですね。しかし、うまい具合にマッチングできずにキャッチできずにいるというもったいない状況もあるわけですよ。ですので、本当にこれは先ほど町長も答弁ありがとうございましたが、これはスピード感を持ってこの1年間本当に毎週でもやるぐらい、会議をやるぐらいのスピード感をもって進めていただきたい。行政主導でもあり地元主導でもあり、様々な中で進めていきたい。そこをお願いしたいと思います。

では、次いきます。大項目2の。

○議長（橋永芳政君） 質問の途中ですが、10分間の休憩をとります。

-----○-----

休憩 午後3時05分

再開 午後3時15分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でありましたので、これを続行します。

2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） それでは、教職員の労働実態というところに入ってまいります。今回2年ぶりにこの質問をするわけですけど、12月は教育長、大変人事等で忙しい時期とお聞きしている中で、あえて質問させていただくわけですが、これはある新聞の号外を見たから今回やりたいと思ったわけですが、これは9月28日の熊本教育新聞の号外の記事です。教育長御存じだと思いますが、ちょっと読ませていただきます。天草の小学校の先生が2011年に脳疾患で倒れ、その後重い障がいを負って寝たきりになられております。公務災害の認定申請を2012年に地方公務災害補償基金熊本県支部にされたのですが、公務外と認定され審査請求も2回棄却されています。2017年この認定取り消しを求めて熊本地方裁判所に提訴されておられます。熊本地裁は今年1月にこの訴えを棄却しております。この先生は判決を不服とし、福岡高等裁判所に控訴し9月25日、福岡高等裁判所は熊本地裁の判決を取り消し公務上とする判決を言い渡しております。

判決理由で過重な勤務のもと時間外労働は発症前1カ月間は93日間、発症前1週間目、2週間目はいずれも週25時間を超えるとともに発症前には長時間に渡つて恒常に長時間の時間外労働をしていたと認定したという記事です。

この記事には熊本県教組、日教組の委員長のコメントも載っておりますし、持ち帰り仕事も含む時間外労働が認められた画期的な判決と。そして教組の天草支部の書記長のコメントも、そもそも時間把握は法的に教育委員会が行うもの。正しく管理してほしいというコメントが載っておりました。本当にこの時間を把握するというところの大切さですね、公務災害にはこの時間がはっきりしないと全て負けてしまうという事実。そして熊本県はなかなか厳しい判断をするというところの熊本県内の先生方ですので、そこを守るのは教育長しかいないと思いますので、今回改めてさせていただくところです。2年前に教育長は先生方の働き方改革においては先生方の意識改革が一番大きいと。そして多忙化の壁を低くしていく取り組みが大切であるとお答えいただいております。この2年間でそこの変化というものがあったかどうかお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 冒頭の答弁でもお答えしましたように、2年前と現在では随分変わったと私自身は認識しております。特に昨年1年間の業務改善加速事業の受託しての取り組みというのは本当お金と人の配置もありまして、随分変わったという認識をしております。数的にも一応取り組みを始めた4月と10月の状況では、

在校時間が 15 % の減少している、そういうところも結果として出ております。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） ありがとうございます。効果が出ていると改善されているというところがわかります。本当にありがとうございます。この先ほど配布ということでお答えをいただきました業務改善検討委員会ですか、そこで進めましたというお答えだったと思いますが、全教職員の先生方には冊子を渡されたのか、回覧で終わったのか、あるいはちゃんと先生方全員に説明をされて質疑応答もされるようなそれだけ理解を深めるような時間を持たれたのかどうか、お尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 教育委員会のほうから全職員に周知するという部分での全員への文章等の配布というのはやっておりません。先ほど説明しました業務改善検討委員会のメンバーは学校長が全員、それに教頭の代表、教務主任の代表、事務職員の代表ということでそれぞれ代表する方々に集まつていただいて検討している部分を御理解いただきたいと思います。

そして、その指針が出るちょうど 1 年前の 1 月 15 日は、中央教育審議会答申が発表されたときでもあります。それを受け、たたき台は方針計画は作っております。それが進めている段階で、そしてその年の 12 月指針が出る一月ほど前には教職員の勤務時間とかを把握する教職員の特例法と言いますか、私たちの世界では旧特例という法律が改正されておりまして、本年 4 月 1 日からは上限時間を定めてそれを守るように、その部分は昨年の 3 月の段階で町のほうでは学校に伝えております。もう一つ、まとめ取りとか夏季休業中に教員の世界は特別というところで、通常の部分と休業日がある部分はメリハリをつけて休みをとれますよという部分も出ておるんですけど、その部分は来年の 4 月 1 日から施行されるそういう流れになっておりますので、先日ですか県のほうの教育委員会のほうは、そのまとめ取りのほうで今対応を考えているという部分をしてますので、答申が出た段階から、先生方というのは当然こういう部分は意識してきている中で、うちは昨年度 1 年間大学の労働関係に詳しい専門の先生を座長に、県教委の関係者そういう部分を踏まえながら頻繁に会合をしながらきておりますので、ほぼ全員の方々の耳には入っていると思います。

とにかく方針計画については昨年は案という段階で 1 年間やりました。今年はその案がこうやって一部修正した部分でやっていますので、先生方一人一人の認識というのはかなり 100 % に近いのかな、そんな思いをもっているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君）　はい。今の説明でわかりました。今年転勤された先生方にも十分に御理解は働いているというふうに理解してよろしいのですかね。先ほど過労死ラインを超える80時間の先生方がまだまだちらほらおられるという話は先ほどお聞きしました。正直に時間管理をされている結果だろうと思います。ですから、ちゃんと申告されているんだろうとは思いますが、時間を超えた場合、管理職、あるいは教育委員会から指導はあるんですか。

○議長（橋永芳政君）　教育長。

○教育長（谷口慶志郎君）　本年4月1日からは法令事項というふうにきちんと今まで、服務監督権者は町の教育委員会になりますので、定例の教育委員会、あるいは校長会の中で先ほど紹介いただきました天草の公務災害が逆転判決という部分も出たわけです。特に過労死ラインというのを意識して法定事項だから最終的に責任を負うのは教育委員会という部分で、校長先生方の理解は経てきているところなんですけど、現実的には本年度も若干出ている部分がありますので、その部分は更に引き続いて指導をしていくと言いますか、あるいは環境改善と言いますか、図っていく必要があるな。そういう認識はもっているところです。

○議長（橋永芳政君）　2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君）　はい。法的根拠を持ったわけですからね、指針で。だからこそ言えないというか、打たないとか、土日出ても打たない。数字を超えないように打たないとかね。そういうことになりはせんかというのを心配するわけです。業務内容を減らさずに時間だけ守れと言えばそうやって指導受けたくないから、そういうふうに動いてしまう先生もいるかもしれない。そこら辺がちゃんと先ほど言いましたけど時間の把握が一番大事で、嘘は絶対だめなので、虚偽も今回はだめだというふうにしっかりと書いてあるわけですが、そこら辺の忖度がないように、つまびらかに本当にその通りに出してくださいよ。と、そして業務内容を改善していくという方向がこれが一番の目的、上限時間45時間を守るのが目標ですからね、具体的に各学校で業務量を減らす工夫というかね、具体的にどのようなことをされて実際在校時間減っているわけですから、先ほどの業務改善で随分あったと思うが、それ以外も何かこう実際こういうのをなくしたからとかいうものがあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（橋永芳政君）　教育長。

○教育長（谷口慶志郎君）　具体的な業務改善を進めるという具体策はまず人の配置というふうな認識をしております。一つは英語専科教員を配置している。それと本年度から理科専科教員を配置している。それと中学校に学校事務センターというものを設置しまして事務職員も一人増加しました。そういうところで先生方がお金を扱

う業務というのは、本年度その事務センターが中心になって事務職員の先生が中心になつていただくというところで、今知恵を出し合つて取り組みを進めていただいているところです。そういう部分と12月来週の15日になりますけど、これも一つ中学校の部活動の指導と言いますか、大きな課題があるというところで文科省のほうも方針を出しております。土日は学校の先生が関わらないようなところで仕組みを作つていこうというところで、一応その事業についても今のところ手を挙げている段階なんですが、先取りとして15日に今後の部活動のあり方と言いますか、そういうところで現状がどういう状況にあって、それを文科省の方向と言いますか、土日は先生方には担当させないという流れの仕組み作りと言いますか、そういうところに早速取り組んでいきたい。そういう取り組みを通しながら今よりも明日、明日よりも明後日と言いますか、業務改善の取り組みは更に踏み込んでいきたいと思っています。あわせて今土日の今公務のこれまででは各先生の意思で土曜日來たり、日曜日來たりとする状況が強いんですけど、その部分を土日も学校に来て仕事をしますということを校長に報告しながらそれを認めてもらってという、そういうところの取り組みも強化していっているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） はい、ありがとうございます。そのように本当に先生方の働いた時間を自然な形で当たり前みたいに把握する、出してもらうということが本当に先生方を守る。そしてひいては子どもを守るということに繋がると思います。持ち帰り業務もたくさんあって、それもちゃんと申告するということになりますので、その辺もちゃんとした把握をお願いしたいというふうに思います。随分と先進的な取り組みを教育長を先頭にされているというところで南関町は随分とそこら辺は進んでいるのかなと実感しております。

最後に、休憩時間の確保、休憩室の整備。先ほどお答えいただきましたが、各学校用務員室がありましたが、あそこは利用されているのでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 用務員さんがおられないところで、シルバー人材センターのほうから派遣をしていただいている部分もあります。今使われていない部分はそういう休憩室として使っております。

○2番議員（北原浩一郎君） 学校の先生方は前回も言いましたが、真面目な方ばかりですので、そのやる気もある方ばかりですから、でも休憩時間は取れるわけですから、権利として。ですから、取れないとしても取りなさいという指導は常々言っていただきたいと思いますし、できるだけ子どもの目の触れない休憩室の確保をお願いしたいと思います。休憩室があるから、あるというのは大切だと思いますので、

準備も進めていただきたい。衛生法の面から進めていただきたいと思います。コロナ禍によって、これまでなかなか行事等、削減とか縮小とかできなかつた部分が、このコロナ禍によって一気にいろんなものが改革進んだと、けがの功名と言つたらあれなんですけども、様々に改革しようと思ったらできるんだなということがありますので、更により良い改善に向かっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（橋永芳政君） 以上で、2番議員の一般質問は終了しました。

続いて、3番議員の質問を許します。

3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 3番、中村です。質問は第3期住んでよかつたプロジェクト推進事業策定についてです。策定にあたり第1期から第2期での移住定住の効果はどう確認、判断したのか。これから時代・技術動向を加味して、継続事業、新規事業の策定が進んでいったのか、また総合戦略及び総合振興計画との関連について質問したいと思います。

以上、以下の質問については自席で行います。よろしくお願ひします。

○議長（橋永芳政君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 3番、中村正雄議員の第3期住んでよかつたプロジェクト推進事業策定について。策定にあたり第1期から第2期での移住定住の効果はどう確認、判断したのか。これから時代・技術動向を加味して、継続事業、新規事業の策定が進んでいったのか、また総合戦略及び総合振興計画との関連を問うとの質問にお応えいたします。

お尋ねの住んでよかつたプロジェクト推進事業につきましては、平成23年度より事業を開始し5年間を1期とし、現在2期目の最終年度を迎えております。第1期から第2期での移住定住の効果の確認、判断につきましては、本プロジェクトは18事業からなり子育て支援から高齢者支援まで幅広い世代を対象とし事業展開を図っていますことから、全庁的に取り組むべき重要事業と位置づけプロジェクト事業の策定、効果検証については各課より係長クラス1名を選出、副町長を会長としてまちづくり推進プロジェクト会議を組織し、まちづくり課が事務局となり事業を進めております。

その上で、第1期から第2期の効果検証につきましては、事業の必要性、目的、妥当性、有効性、効率性等を事業担当課が事業ごとに評価を行い、それを基にプロジェクト会議において協議を重ね次期プロジェクト事業に向け、新規に取り組む事業、内容を見直す事業、廃止する事業を議会へも説明の上決定しております。

また、総合戦略及び総合振興計画との関連性につきましては、総合振興計画は町の最上位計画であり基本構想、基本計画、実施計画で構成されており、まちづくりの指針となるものでありますので、基本構想を定めるにあたっては議会の議決が必要となり、平成30年12月議会定例会において議決いただき将来像を「新しい未来（とき）の幕開けとともに新たなチャレンジができる町」として、現在平成31年度より4年間の「南関町総合振興計画第6次基本構想・基本計画」に取り組んでおります。

次に総合戦略につきましては、国が定めた総合戦略を勘案し本町における人口の現状と将来推計人口を提示した人口ビジョンに基づき目標とする人口ビジョン達成に向け5年間に取り組む目標や施策の方向性をまとめた計画で、「南関町総合振興計画第6次基本構想・基本計画」と相互連携し限られた行政の経営資源を最大限活用しながら推進しております、本年4月から第2期総合戦略に取り組んでおります。

住んでよかったプロジェクト推進事業の計画策定につきましては、「南関町総合振興計画第6次基本構想・基本計画」及び「南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「人口ビジョン」を鑑み、総合振興計画の基本構想の将来像、「新しい未来（とき）の幕開けとともに新たなチャレンジができる町」の実現に向け進めているところであり、来年度から取り組む「第3期住んでよかったプロジェクト推進事業」も人口ビジョンの本町が目指す将来人口展望2060年の6,000人達成のために進めている事業の一つでもあります。このようにその他の計画とも深く関連している事業であるとともに、まちづくりの最重要事業であると位置づけております。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 第3期ということで、当然といったらあれですけれども、手法としてはP D C Aの手法を取られてたぶん進められていると思うんですけど、この手法に沿って進められているかということと、住んでよかったプロジェクトとしての数字目標はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 住んでよかったプロジェクトに取り組むにあたっては、今10年目を迎えておりますので、当然今までの実績を勘案しながら数値目標というものは設定しており、5年間を1期として、例えば出生数であればそれを上回ることができるというところに主眼を置いて実施をしているところです。個別に細かく数値目標を何人にするというのとは総合戦略のほうで数値目標のほうは設定をしているというところです。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 総合計画での私もそう思っていたんですけども、総合計画で数字目標出てますよね。その目標が結局住んでよかったプロジェクトの総合目標ではないんですか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 総合戦略ですよね。総合戦略のKPI数値目標というのが目指すべき数値目標ということです。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） そうですよね。あれ基本目標で雇用創出5年後に150人、それから基本目標2で社会移動プラスマイナスゼロ、3番目が合計特殊出生率1.8。これが大きな目標のはずですよね。各事業についてはまたKPIでやられると思うんですけど、総合的な住んでよかったプロジェクトの目指す目標というのはこの数字目標でいいんですよね。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 当然、そういったことになります。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい、この目標で進められているということをちょっと確認させてもらったんですけども、そうすると先ほどのPDCAでチェックですよね、特にチェック、皆さん御存じだと思いますけどPDCAで重要なところは二つあって一つは絶えず回していくことと、二つ目がいかにチェックするかということなんですね。チェックが甘ければ結局まわしていってもちっとも先に進まないんですね。だからそこのチェックを感覚的なものじゃなくて、やはり数字目標で判断すべきだろうと思います。ですから、各事業においてもKPIができるだけ数字目標立てなさいという形になっていると思うんですけど、今回の第3次でもそこのチェックという数字目標をどういうふうにやられたんですか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 当然、事業を展開する上で今議員おっしゃったとおりチェックというのが一番重要な部分になってくると思います。その中で今回新規に取り組む事業が4事業、それと廃止する事業を4事業というところで、その辺については先ほど町長答弁にもありましたが、係長以上で各課からメンバーを構成してまちづくりプロジェクト会議というのを行っております。その中でそれぞれの担当の部署でチェックをかけてこの事業についての先行きについても検討しながら事業を進めているということです。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君）　はい。今の話だと各課にお任せしているという形ですよね。

そうすると各課の中でやはりP D C Aをまわしながらチェックして、その事業の目標というかK P Iになろうかと思うんですけども、K P Iをちゃんと掲げてそれがちゃんと達成しているかどうか。達成していなかつたら効果がないんだつたらこれは廃止していこう。あるいはほかに新規に変わろうとか、そういうチェックは各課にお任せでやられたということですか。

○議長（橋永芳政君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君）　当然、一次評価というのは各課からしてもらいます。

その評価としては事業の必要性、目的、妥当性、有効性、効率性、その他という中で必要性の中でも例えば町民のニーズに合致しているかと。求められているかと。社会情勢上必要かと。目的、妥当性についてはこの事業効果はどうかと。町が公金を投入して行うべき事業なのかというような項目がいろいろあります、そういう中で、まずは一次評価は各課で行ってもらう、その中でプロジェクト会議に諮つてその辺を詰めていくということでやっております。

○議長（橋永芳政君）　3番議員。

○3番議員（中村正雄君）　評価項目はわかったんですけども、私の質問は前の結果を見てどう判断しますかということの質問なんですけれども、その判断はどうやってやられてるんでしょうか。

○議長（橋永芳政君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君）　当然、目標という数値が先ほども言いましたが、総合戦略の中にはございます。その中で例えば一つの例をあげますと事業に対して補助金を交付したと。ただその交付したのに対する結局回収、返金というのも増えてきているというようなところで、一つの事業を例にあげますとそういったところで事業の評価を行って今後これを継続していくのか、内容を見直すのかというようなところでやっているというところです。

○議長（橋永芳政君）　3番議員。

○3番議員（中村正雄君）　たぶん大きな目標は確かにそこじゃなくてあると思うんですけど、個々の事業の目標が定まってないので、どう評価していいかわからないんじゃないかなと思うんですけども、これはここでやめます。ちょっと私も目標ってどんな形で立てていったらいいのかということで、やっぱり最初は現状分析だと思うんですね。現状分析もまずは数字でやるべきなんですね。数字で原因分析をやろうと思います。私なりにちょっとやってみたのが、近郊の市町村に比べて人口がどういう分布になっているかという平均値よりも上なのか、下なのかというふうにちょっと見てみると、まずは自然動態ですね。自然動態なんですけれども、これ

が南関町は生まれる出生数が人口の割合に対して生まれる数が人口よりも少ないんですね。反対に亡くなる人口の割合というのが多いんですね。ですから、少なく生まれて多く亡くなっているというような傾向が数字から見られます。

それから次に社会動態、社会移動ですね。この数字もやはり同じような形で見ると、転入者の数はほぼ同じレベルなんですけれども、転出者がすごく多いんですね、ですからそこの状況がわかる。転出者がどんな人が多いかというのを見るとやっぱり20代から40代の方が多い。それからもう一つは結婚件数がやっぱり人口に対して少ない。それからもう一つは昼間人口が100%以上超えてる。要は住んでいる人よりも働いている人のほうが多いという。そういうことを数字から見ていくと結局20代から40代の人が町外に出ていく人が他の町よりも多いと。ですので、それに伴って結婚する人も少ない、出生者数も少なくなっていると。こういうのが数字から読めるわけなんですね。そうするとターゲット層というのが狭くできてるんですね。ですから20代から40代のターゲット層ですね、いかに出ていかないような魅力的なまちづくりをするかということと、魅力的なまちづくりをして外から20代から30代の人たちが来るようなまちづくりをしようというのがこういうことが見えてくるんですけど、こういうターゲット年代層というのは委員会の中で考え方として出たことはあるんでしょうか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 南関町の人口ビジョンというのがありますが、その中で人口の先ほど議員おっしゃったような動向調査あたりも入れて、どういった年代層、転出が多いのか、昼夜人口の推移とかその辺についても検討をしておりまし、当然その辺も含めたところで検討を行っております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 認識しておられるということで安心しました。そのターゲットを決めると今度ターゲットの人たちがどんなことを思っているかということを深掘りしていくんですね。そこが何かちょっと足りないというような、私には見えてこないというかですね。実際にやられてるかもしれないんですけども、見えてこないと。私も民間の企業でこういうことをずっと営業の時代やってたんですけども、いろんな手法があるんですけども、こういうときはインパクト理論というのを聞かれたことあると思いますけど、この手法を使うんですよね。いかにその問題点になった引き金になっているのは何なのかというのをいっぱい出してそれをどんどん絞り込んでいくって、何が一番のピストルの引き金になっているかというのを絞っていくんですね。それで今度は絞ってきたらば、自分の仕事との因果関係をしっかりと結び付けて自分の仕事の中でどんなことをすればいいかということで

効果を出すというそういう手法なんですかけれども、そういう手法を今の話でやると結局20代から40代の人が町外に出ていくのは、どういう理由なんだというのをずっと羅列していくんですよ。自分でわからなければ本当に20代、30代出て行った人に話を聞くんですよね。我々だったらお客様にどうしてうちの商品から他社の商品を買ったんですかとか、どんどん聞く聞いていくんですよ、理由をですね。同じように結婚件数、結婚件数が少ないのでどうしてなんだというところ。出生もそうですよね。そういうのをずっと羅列していくって、その横に自分たちの仕事、今すでにあるいろんな事業とか、いろんな補助事業とかふだんの仕事とかそういうのをずっと羅列関連していくんですね。その関連ができたらば今度は目標、ここに目標がないとダメなんですね。目標を基にどれが重要で、今の仕事をどういうふうに変えていったらいいかとか。事業をやっているんだけど中身をこうしようとか、この事業の羅列では足りないから新しい事業をしようとかですね。そういうのをしていくというのがインパクト理論の手法なんですかけれども、そうすると最終的な目標も大きな目標から自分に近いような形で自分の仕事に近いような形で目標立てができるんですね。そうするとやることもすごくわかりやすいし、1年間やったあとの結果を評価するというのも非常にやりやすくなるという手法なんですかとも、こういったことをよかったです検討してもらえないでしょうか。いかがでしょうか。御意見は。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 当然重要なことだと思います。必要なことだろうと思います。住んでよかったプロジェクトに特化したことではなくて、中村議員もコンパクトシティ構想の策定委員にも入ってもらっております。その中でもアンケートというのも実施をしました。南関町の不利なところというのも多く意見を聞いているところです。そういったところも当然活かしながら進めていきたいと思いますし、この人口ビジョンを作るときにも1,000人アンケートというのも実施しておりますので、その辺のデータも活かしながら進めていきたいと思っております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） そういうことをぜひやっていただきたいということで、これは苦言になるかもしれないんですけども、何か計画書を作るのが目的になっているような、そういうふうに思われてないかもしれませんけど、こちらから見るとそういう形に見えててしまうので、そのためにはどういうことかというと役場の机の上で作るんじゃなくて、やっぱり役場の外へ出て行って関係ある人の先ほどのお話を聞いてみるとか、どういう状況になっているかとか、もっと外に出て現場の状況を掴んで掴まないと深掘りができないんですよね。役場の中でいくら考えて

いても考えることは必要なんですけれども、考えが行き止まつたらやっぱり現場に行つてもっと深掘りする必要があるんじゃないかなと思います。検討委員会をまちづくり課、これも含めて先ほどコンパクトシティもされるんですけども、検討委員会でそういう材料をどんな材料を出すかどうかによって検討委員会の質と言いますか、変わってくるんですよね。結局出されている材料で検討委員会、各協会から集まっている方が議論されるわけですから材料から外になかなか出ないんですね。ですからそういうふうに材料を幅広く深掘りした材料をいかにとつくるか、そしてその検討委員会でお披露目して、どういう判断をされるかというそれが本来の役場の職員の方たち、そういう人たちが熱く燃えてくるんじゃないかと思うんですよね。そういうことをすると。本当に自分がまちづくりのために自分がやっているんだと俺がこんな情報を取ってきたんだという、そういう職員をぜひ作ってもらって検討委員会の中身と言いますか、作っていきたいなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 中村議員の言われるとおりだと思っております。やはり今言われました職員が机上でする仕事だけで住民の思いがどこにあるのか、そういったものが含まれない計画は本来の計画ではないと思いますので、やっぱり町民の皆さんの思いがどこにあって、これから町にどういった方向性を示していただきたいとそういうものを掴みながら計画を作っていく、それがこれから望まれる計画であると思いますので、コンパクトシティもそうでありますし、この住んでよかったプロジェクト等それぞれの計画を策定する場合には、そういったものが必要になってきますので、職員の考え方だけに偏らずいろんな意見をお聞きしながらそういったものに含めるような体制がとれるように心がけていきたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） ありがとうございます。ぜひそういう形でお願いしたいと思います。実際に、その当事者に聞いてみるとということで、どのくらいやられているかわからないんですけど、私なりに実際に、南関町に他の町から移住された方に何人かに聞いてみたんですけど、住んでよかったプロジェクトはどうですかというふうに聞いたところ良かったと言われるので、何で良かったんですかと聞くと「はい、ラッキーでした」というんですよね。要はそのために移住してきたわけじやなくて「移住してきましたまたまあれがあつたんで本当にラッキーでした」というそういう評価なんですね。全ての人がでも私3人聞いたんですけど、3人とも同じような話をされてたんで、そういうちょっと人を呼ぶようなうたい文句、スーパーで言えばチラシみたいなもんですよね。そういうもので引っ張り込むというのは時

代が一時そういうのが流行った時代があったんですけども、もうそういう時代じゃないと思うんですよね。今ネットを調べると、ネットでいろんなランキングが出てくるんですよ。住宅会社がやったりハウスメーカーがやったり、町ごとに採点が出てくるのね。何はこれくらいだと。そのほとんどがキャッチじゃないんです。要は給食費がいくらとか、先ほども出た学童のあれがどうかとか、そういう日常的な項目がちゃんと高い位置にあるか、低い位置にあるかというところから住民は選んでるし、それからそういうネット配信のところもそういうところを項目として評価してるんですね。ですから、そういうキャッチじゃなくて、一次的なものじゃなくて住んでずっと定期的な恩恵をうけるようなそういう先に、それは先ほど言った大きな目標に向かっていけば、大きな目標を考えながらやっていけば必然的にそういう目標に変わってくるんじゃないかなと思うんですよね。

何を言いたいかというと、前回の事業を基にこれは続けようとかこれはやめようとかいうことではなくて、もう1回立ち直って先ほど私の事例でお話したんですけど、もう少し根本的なところを見直すような形でぜひ取り組んでもらいたいと思うんですけど、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 持続的な考え方ということで、4月から今度は新しい計画につきましても、いくつかの例をあげますと家屋の新築、増築等につきましてもやはり町内に住んでいる方にも重視してこれからも住み続けてほしいというといった方向性に変えました。それと一人10万円からずっと増えて50万円ということがありましたけれども、そういうものも今回は出生時に10万円、そして小学校、中学校、高校入学時に5万円ということで継続して子どもたちの支援をしようということで、そういう今までの一時的なものから継続的に長い間子育てを支援しようという方向性も今回変えまして、そういうことで対応するようにしておりますので、今までと全く同じようなことをこれまでを見て変えただけじゃなくて、将来に繋がるような事業をやっていこうということで今回はそういうものを含めたところであります。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） そういう傾向に進んでいるのはわかりましたので、ぜひそれをどんどんと大幅に特に目標が非常に高いんで、将来人口、大きな目標があれでしたっけ。プラスマイナスゼロという非常に大きな目標なので、大きな目標というのは皆さん御存じだけど、2割3割を目標にした対策と施策と倍とか3倍とかするとやることが全然違うんですよね。既存のものを基にするんじゃなくて目標に向かって何をすればいいのかというような、そういう考え方で、方向は今町長がおっし

やられたようにそっちの方向に向いてますので、スピードと言いますか、スピードとか度合いを早く進めていただきたいなと思います。

それから最後ですけど、もう一つは質問の中で出ていた。先進的な考え方とか時代を先取りするようなプロジェクトというのをこれに盛り込んでいかないと、町民としてわくわく感がないんですよね。今までの普通の定住を底上げして住みやすくするというのは土台としてあるんですけども、プラスわくわく感というのがないとわくわく感を何で出すかというと、先ほどの一人いくらのキャッチejyなくて、これからはこういう時代に行くんだということを示して、南関町はこっちの方向をいかに先に取り組んでますよというのをそういうものを住んでよかつたプロジェクトの中に入れてもらいたいなということを思います。最近、荒尾市がこういう動きを取りられて、スマートシティのこととかやられていますので、これは前にも何回も私は提案をしてるんですけども、町長直轄でそういう新しい動きとか、それとこういう新しい動きというのは、ほとんど国のネットのほうに見に行くのが一番わかりやすいんですよね。国はすごく新しいことに対して研究してるし、やってるんで、国は一緒にやってくれる市町村をすごく探してるので、そういうキャッチ、アンテナですね、アンテナを直轄が難しいんだったらばどこになるんですかね。やっぱりまちづくり課になるんですかね、こういうのをアンテナ張って時代の流れとか、国がどういう方向でどんな自治体を求めているかというのを探すのは、これはまちづくり課になるんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今、荒尾市のこの例えが出ましたけれども、荒尾市の場合ですね、そういう政策を担当する部署が課としてありますけれども、ただその他にも秘書課というのが市長の部局4、5人のそういった課もあります。ということでいろんな情報をそちらのほうでも集めております。ということで大きな市町村になればそういうことも可能かもしれませんけれども、南関町においては私のところで特別な部署というのは作るっていうそういう人材というか、人数的にもおりませんので、やっぱりまちづくり課が中心となって、現在もそういういろんな情報を入手しておりますので、これからもそういうまちづくり課中心となって、そしていろんなほかの課とも連携しながら、まちづくりで不足するところは全ての課と連携しながらいろんな事業についても入手していければと思います。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい。まちづくり課ということを聞きましたので、ぜひまちづくり課の課長頑張ってもらってこの住んでよかつただけじやなくて、いろんなコンパクトシティもそうですので、やっぱり時代の流れをやはりキャッチして、で

きれば国と連動するようなプロジェクトと言いますか、事業に選ばれるような選ばれなければしょうがないので、それくらい意欲を見せないと選ばれないと思うんですね。そういう意欲を持って取り組んでもらいたいと思いまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（橋永芳政君） 以上で、3番議員の一般質問は終了しました。

—————○—————

○議長（橋永芳政君） これで本日の日程は全て終了しました。

明日8日は、午前10時に本会議場に御参集ください。

これにて散会します。起立、礼。お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後4時05分

